

## 平成20年度研究報告書

# 児童虐待の援助法に関する文献研究(第5報)

### 戦後日本社会の「子どもの危機的状況」という視点からの 心理社会的分析

- 2000年以降の性的虐待に関する文献研究
- 教育心理学分野における教科書分析

研究代表者	保坂 亨 (千葉大学教育学部教育実践総合センター)
共同研究者	増沢 高 (子どもの虹情報研修センター)
	大塚 斉 (子どもの虹情報研修センター)
	長尾真理子 (子どもの虹情報研修センター)
	中道 圭人 (常葉学園大学教育学部)
	中道 直子 (日本学術振興会特別研究員・東京学芸大学大学院博士課程)
	中澤 潤 (千葉大学大学院教育学研究科)
	大川 浩明 (子どもの虹情報研修センター)
	土岐 玲奈 (千葉大学大学院教育学研究科修士課程)

社会福祉法人 横浜博萌会

## 子どもの虹情報研修センター

(日本虐待・思春期問題情報研修センター)

平成20年度研究報告書

# 児童虐待の援助法に関する文献研究(第5報)

戦後日本社会の「子どもの危機的状況」という視点からの  
心理社会的分析

子どもの虹 情報研修センター

## はじめに

本研究は、「子ども虐待」を中心に、子どもの「危機的状況」にまで範囲を広げ、戦後からの臨床研究、文献、実践報告等を概観、分析することを目的としている。すでに戦後から現在（2007年）までを、第1報から第4報においてまとめた。

この過程において、われわれはいくつかの検討すべきテーマを見出してきた。例えば、性的虐待対応におけるバックラッシュの問題や、発達心理学の教科書にみられる児童虐待についての内容の問題などである。この2つのテーマについてはすでに第4報において、改めて研究や文献を概観、分析を行い、考察した。本報告はこれに引き続くもので、次の2つをテーマに掲げて分析した。

一つは性的虐待をテーマとした。2000年の児童虐待防止法施行以降、身体的虐待やネグレクトのケースについては、児童相談所をはじめ、さまざまな機関が積極的に対応を進め、新たな施策や対応方法が進んできている。しかし、性的虐待への取り組みについては、これらに比してなかなか前に進んでいない観がある。そこで2000年以降の性的虐待に関する研究や文献、実践報告等を改めて分析し、研究の歩みや社会の性的虐待に対する認識や取り組み状況を分析することとした。

二つ目に、第4報で取り上げた発達心理学の教科書の分析に続き、教員養成系の大学で用いられている教育心理学のテキストを取り上げた。教育分野は子ども虐待対応における取り組みがまだまだ十分でない状況がみられる。教育心理学の教科書を分析し、検討を行うことは、教育分野におけるこの問題の認識を理解するうえでも重要であり、今後より正しく扱われるための啓発にもつながると考えている。

本文献研究は今後も引き続き行っていくが、1年ごとの子ども虐待に関する研究、文献等のレビューを行った上で、その過程で見いだされたテーマに基づいて、分析・考察を行っていく予定である。

なお、法律分野における判例、研究論文等の分析については、「児童虐待の法制度および法学文献資料の研究」として継続しているが、今後も現在に至るまで継続する予定である。

# 目 次

はじめに

第1部 2000年以降の性的虐待に関する文献研究 .....	1
--------------------------------	---

表

- 1 性的虐待に関する論文（戦後から2007年まで）
- 2 性的虐待に関する和書（戦後から2007年まで）
- 3 性的虐待に関する訳書（戦後から2007年まで）

第2部 教育心理学分野における教科書分析 .....	27
----------------------------	----

表

- 1 虐待の記述の有無
- 2 抽出されたキーワードとそのカテゴリー分類
- 3 虐待のキーワードの有無
- 4 虐待のキーワードカテゴリーの頻度
- 5 記述箇所カテゴリーとその定義
- 6 虐待の記述箇所カテゴリーの頻度
- 7 記述内容カテゴリーとその定義
- 8 記述内容カテゴリーの頻度
- 9 「虐待への対応」「養育者側の要因」「子ども側の要因」「家庭環境要因」「発達に及ぼす影響」の下位カテゴリーの頻度
- 10 世代間連鎖の記述の有無とその内容

## 付録 性的虐待に関する文献の紹介

「児童虐待の援助法に関する文献研究－戦後日本社会の「子どもの危機的状況」という視点からの心理社会的分析－児童虐待に関する文献の紹介」より .....

41

『子どもと性被害』 吉田 タカコ

『性虐待を生きる力に変えて③ 10代の少女のためのガイド』 グループ・ウィズネス

『子どもの性虐待－スクールカウンセラーと教師のための手引き－』 石川 瞭子

『9人の児童性虐待者 NOT MONSTERS』 パメラ・D・シュルツ

『子どもへの性的虐待』 森田 ゆり

# 第1部

## 2000年以降の性的虐待に関する文献研究

## －はじめに－

性的虐待やその対応に関する研究論文について、児童虐待防止法が制定された2000年から概観する。これらは、1.性的虐待の定義に関するもの、2.性的虐待や被害の実態について、3.性的虐待による後遺症や疾患等臨床像に関するもの、4.日本における対応上の課題について、5.関連する法律の検討、6.性的虐待の治療に関するものに大きく分かれる。ここでは、このカテゴリーに沿って順に概観する。

### 1. 性的虐待の定義に関するもの

#### (1) 定義について

2000年に制定された「児童虐待防止法」においては、児童虐待は「保護者」（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者）による行為であるとされた上で、性的虐待については、「児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること」と定められている。しかし性的虐待に関する研究は、「保護者による」と限定した法的定義に必ずしも則しておらず、平山他（1999）の研究を始め、ほとんどの研究は、保護者以外も含めた性被害全般を性的虐待の範疇に含めて調査の対象としている。同居人を含む保護者としたものは、児童相談所をフィールドとした研究（萩原他,2003；岡本他,2004；神奈川県中央児童相談所,2004など）に限られるのが特徴である。その理由として児童相談所が行政執行機関であり、法的枠組みに準じて対応する機関であることがあげられよう。

しかし一般的な認識においては、性的虐待は、保護者以外の者からの被害を含めて考えられており、これについて、佐藤（2000）は、第5回子どもの虐待防止研究会学術集会の重点講演において、性的虐待を次のように定義すべきと述べている。「力関係から言って支配的・操作力が圧倒的に優勢な立場にいる者が、子どもに対して行ういっさいの性的行為をさし、暴力犯罪の中の性暴力と位置付け、したがって加える者は加害者、加えられた者は被害者の犯罪用語が用いられる。露出、卑猥語の浴びせ等も含まれる。近親姦とは親および親に準ずる保護的近親者と子どもとの間の、秘密を要する全ての身体的、言語的、または社会慣習上から見て近親姦的とみなされる行為の全てが含まれる」との定義である。ここでは加害者を幅広くとらえ、保護的近親者の行為を近親姦として整理している。奥山他（2000）は、性的虐待の定義を「被虐待者の発達段階および社会的状況から明らかに過度の性的刺激となる行為、あるいは虐待者が性的に満足を得るための行為（意識、無意識を問わない）であり、虐待者が被虐待者に対して身体的または心理的に優位に立つ力関係で、かつ被虐待者が子どもであることに起因する力関係が背景にあること」との定義を提示している。両者とも圧倒的な力関係の差異を重視しており、性的虐待の本質にかかわる重要な視点といえよう。また奥山（2004a）は、児童虐待防止法の性的虐待の定義について言及し、虐待者が「保護者」に限定されている点について、「性的虐待は祖父や叔父などの親戚、近隣の大人、教師などからの被害も多く、また、国際的には保護者以外からの虐待も含むことから、それに対する反論が多い」ことを指摘している。また日本では性的虐待の通告数が少なく、実際には多くのケースが潜在しているものと考えられ、家庭内、家庭外を分けての実態調査の必要性を唱えている。虐待者を保護者に限定しない定義として、奥山（2005）は、

子どもへの性的虐待を、子どもの性的安全の保障・子どもの健全な性的発達の保障・子どもの性の選択の尊重という性的権利（Sexual Rights）の侵害と捉えている。

### —まとめ—

棚瀬（2001）は、主にアメリカの性的虐待の定義を分析し、3つの要素からの操作的定義が用いられていると紹介している。1つが被害者の年齢の上限として16歳と17歳を上限とするものが多いこと。2つ目は接触型と非接触型に分かれること。3つ目は加害者と被害者の年齢差を5歳とするものがある。日本の児童虐待防止法の定義と比較してみると、一つ目については、日本の場合18歳を上限とし、2つ目についても、厚生労働省が刊行した「子ども虐待対応の手引」においては、「性器や性交を見せる」「ポルノグラフィーの被写体などに子どもを強要する」など非接触型の行為も含まれており、ほぼアメリカの定義に類似するものである。しかし3つ目については、加害者は保護者に限定しておらず、年齢差を重視しており、これに佐藤や奥山の「力関係の差異」の指摘に通じる点である。またこの定義によれば、加害者が年長の子どものも含まれ、日本の加害者の範疇に比べかなり広げられているといえよう。こうしてみると日本の定義については、さらなる論議を必要とする段階であると思われる。後述する多くの研究で、性的被害の後遺症が極めて深刻であり、被害児童に対する福祉的援助の必要性を鑑みれば、日本の定義については見直すべき課題があるといえよう。

## 2. 性的虐待や被害の実態について

### （1）一般市民の性的被害体験

性的虐待の実態の把握を試みた研究として、平山他（1999）は日本で初めて一般市民に対して無作為調査を行っている。平山他（1999）によると、18歳までに非身体的接触を含めた性的虐待を受けた者は、女性で39.4%、男性では10.0%であるとした。女性の中で、痴漢の被害経験は19.4%、レイプ及びレイプ未遂は5.1%であった。実父、継父、兄など身内から「無理やり性交された、されそうになった」ものは一般女性の0.23%であると示された。

福島（2000）は、性的虐待は公衆衛生上の重要な課題として、18歳から38歳の男女7000人に自記式調査を実施した。調査項目は非身体的接触に関する項目として、「入浴中に誰かにのぞかれた」「異性（あるいは同性）から、むりやり、裸や性器をみせられた」「むりやり、裸や下着姿の写真を撮られた」「ポルノ雑誌やアダルトビデオを、むりやりみせられた」「むりやり、他人の性交をみせられた」の全5項目、身体接触項目として「乗り物の中で、からだに触られた」「むりやり、からだや乳房を触られた」「むりやり、性器を触られた」「むりやり、キスされた」「相手の性器に触るように強制された」「性交をさせられそうになった」「むりやり、性交させられた」の7項目の全12項目である。男性299人、女性1282人から回答が得られた。一つ以上経験した者は、女性で58.8%、男性で12.8%であることを示し、平山他（1999）よりも高い被害者数を示した。中でも「乗り物の中で体を触られた」という痴漢行為の被害者が43.4%を占めていた。小学生までに被害を経験した者は女性で15.6%、男性で5.7%であった。小学生以前で最も多いのは、「異性（あるいは同性）から、むりやり、裸や性器をみせられた」（9.1%）

で、次が「むりやり、からだや乳房を触られた」(5.1%)であった。福島(2000)は、こうした結果を踏まえ、有効な防止対策として、子どもの性的虐待防止プログラムや、性的虐待対応を専門とする人材育成プログラムの開発、性的被害を受けた子どもの長期的サポートシステムをあげている。

内山(2003)は性的虐待の現状を把握するために一般成人女性1282名に子どもの頃の性被害の経験を尋ねた。質問項目は福島(2000)の用いた項目と同じ12項目である。全12項目のうちいずれかの被害を経験したと回答した女性は58.8%であり、福島(2000)の調査と全く同じ数値であった。そのうち小学生までには15.6%、18歳までには39.4%が被害を受けていた。身体接触被害で最も多いのは「乗り物の中で、からだにさわられた」で19.0%、非接触項目で最も多いのは「異性(あるいは同性)から、むりやり、裸や性器をみせられた」が19.2%で最も多かった。痴漢行為は年齢が高くなるにつれ被害率も高くなるが、痴漢行為を除いた性器を触られる等の身体接触は、就学以前で13.2%、小学校1-4年頃で27.6%、小学校4-6年で27.6%、中学校で21.1%、中学卒業以降で21.1%と低学校以前の方が高い数値を示している。被験者の中で、小学校時代に性交させられた、あるいはさせられそうになった者は5名おり、相手は養父、祖父、友人、知り合い、見知らぬ人であった。こうした体験は「今でも夢にみるいやなこと」あるいは「男性不信になる」など、成人後までも大きな影響をもたらす様子が示された。

## (2) 児童相談所における性的虐待ケースの実態調査

児童虐待対応の中心機関である児童相談所で扱った性的虐待ケースの実態調査としては、以下の調査があげられる。

萩原他(2003)は、8自治体の児童相談所で扱った性的虐待のケース181名について分析を行った。それによると児童の性別は女児が93.9%と大部分を占め、受付時年齢は中学生が38.7%で最多であること、相談経路は家庭からが23.8%と最も多く、次いで学校が続く(19.3%)。虐待者は実父が4割を占め、次いで継父や母親の愛人が続く。性的虐待を受け始めた時期は小学校の4年からが多く、乳幼児期は25.6%を占めた。子どもが誰かに相談したケースが51.4%で、相談した相手は教員や養護教諭が全体の3分の1を占めた。萩原他(2003)は全国の中央児童相談所47か所に性的虐待への対応の実態調査も行った。これによると、性的虐待を受けた子どもを治療する体制がないと答えたところは42.6%に上り、こうしたケースに対する専門的なスーパービジョン体制がないと答えたところは83%に上った。子ども虐待対応の中心機関である児童相談所が、性的虐待について十分な役割を担い切れていない現状が浮き彫りになった結果といえよう。

岡本他(2004)は、同じく児童相談所で扱った家庭内の性的虐待事例166名を対象に分析を行った。性的虐待を受け始めた年齢は小学4年から中学1年時が最も高いが、就学前までに被害を受けていたケースも約23%存在した。これらは萩原他(2003)の調査結果とほぼ一致する。被害の期間は不明との回答が最も多いが、1年から3年が最も多かった。虐待内容は、性交が伴わないケースが多いが、中学生以降ではそれが多くなっていた。発見の経緯は、「子ども自身が相談(開示)した」が54.3%で最も高く、これも萩原他(2003)の報告とほぼ同じ結果である。次いで「家族が虐待場面を発見した」



(21.1%)、「子どもの性的言動で周囲が気づく」(5.4%)、「不登校や理由のない家出、性的逸脱行動など他の症状や問題行動の対処の中で明らかになった」(4.8%)と続く。相談(開示)の年齢は中学生以降になると70%以上と高くなるが、小学校以下では少なく、自ら相談することの難しさが示されている。岡本他(2004)の報告では、虐待者は実父が42%、母の交際相手が12.7%、兄が10.8%、祖父が7.2%、実母が3.6%、叔父が3.6%であった。実父や交際相手が多いのは萩原他(2003)の報告と一致する。

神奈川県中央児童相談所(2004)は、過去3年間で児童相談所で扱った性的虐待ケース36事例を検討している。すべて女児で、受付時の年齢は12歳が最も多く、3歳が最小であった。虐待者は父親が23例で、養父等が13事例であった。半数が他の虐待と重複していた。これらは岡本他(2004)の報告と同じような傾向を示している。36事例中、虐待者と分離に至ったケースは22事例であり、3分の1は分離に至っておらず、現状での分離の難しさを示唆している。発見の経緯は母親が発見したのが10例で最も多かったが、子どもが母親、学校、警察等に相談したものが6例であった。相談経路は学校が11例と最も多く、家族が7例で続いている。虐待期間は1年以上が20事例あり、発見・対応の難しさがうかがわれる。

### (3) 児童福祉施設における実態調査

岡本他(2008)は、全国の児童養護施設に性的虐待事例についての実態調査(回答施設278、50.5%)を行った。性的虐待ケースに対応した施設は199施設あり、うち男児の事例に対応した施設は14.0%、女子は70.9%であった。入所後に性的虐待の事実が発覚したケースに対応した施設は、199施設中の43.2%であった。ケースの援助過程で、保護者、学校、児童相談所といった外部の機関や人との関係で困ったことのある施設が3割から5割あったことが報告されている。

#### —まとめ—

一般市民の性被害体験についての実態調査の結果をまとめると、身体接触を伴わない性被害を含めれば、女性の40%から60%、男性の10%から15%が被害体験を有しており、かなりの高率で被害を受けていることが分かる。また内山(2003)の調査では、性器を触られるといった接触型被害体験が、中学以前に多く、被害を訴えにくい年齢であることが背景として考えられよう。一方、児童相談所の性的虐待事例を対象とした萩原他(2003)と岡本他(2004)の調査では、発見の経緯として「子ども自身が相談した」が最も多いことが示されている。性的虐待はもっとも自ら相談しにくい問題とされており、年齢が低ければなおさらであることを踏まえると、性的虐待は児童相談所にはつながりにくいことが示唆され、かなりの数が潜在し、年齢が低いほどその可能性が高いといえよう。児童養護施設を対象とした研究(岡本他(2008))でも、施設入所に発覚したケースに対応した施設が43.2%にも上っており、ここからも早期に発見し対応することの難しい問題であることが分かる。

### 3. 性的虐待による後遺症や疾患等臨床像に関するもの

#### (1) 精神症状等について

性的虐待を受けた子どもが、その後どのような情緒、行動上の問題や精神的問題を抱えるかについて分析した研究は2000年以降、以下のものがあげられる。

家族機能研究所（2000）では、クリニックに通院する女性患者を対象に調査を行い、20.7%が性的虐待の被害にあい、うち17.2%が近親姦であることが示された。児童期性的虐待の始まりは小学生時代であり、家族外よりも家庭内で発生し、深刻な虐待は慢性化しやすく、成人後のPTSDをはじめとする精神疾患の発症に関与していることが示唆された。石川（2001）は、1999年から2000年にかけて関西圏の女性（18～54歳）3012件に「無理やりキスされた」など15種の性的被害の実態についてアンケート調査を行った結果を報告し、被害体験とその後の後遺症について分析している。回答を得た506件について、一つでも性的被害を受けたことのある率は79.6%であったが、性的被害を受けた者は、そうでないものより「心理的損傷」が優位に高く、「自己に対するスティグマ感情」「他者に対する強い否定感情」を抱きやすいこと、性的被害が「複雑性PTSD」の発症に影響を与えること、さらに経済的問題など、「否定的な生活経験」にも影響を及ぼすことを示した。これらをまとめ、性的被害経験を起点とした、心理的損傷、PTSD症状、否定的生活経験との因果関係を示すモデルを提示している。餅原他（2001）は、性的虐待（レイプ、セクハラ、ストーカー）によってPTSD症状を呈した2症例のロールシャッハ反応を分析した。一見神経症的でありながら、恐怖心、不安感、絶望感が反映されていることが示唆されている。佐野他（2002）は、性的虐待と再犠牲化との関連性について報告している。再犠牲化とは、心的外傷を被った人が、後に同様の外傷を被りやすいことを指す。児童期性的虐待の既往を持つ女性患者7名について、再び性被害を受ける再犠牲化は3名に認められ、暴力被害も含めると6名に再犠牲化が認められた。

奥山（2001）は、性的被害を受けた3歳から8歳までの子どもの症状とその経過について報告した。虐待が把握される前と後とでは精神症状に差があり、把握される前は軽い身体化症状と些細な性的言動や性器の搔痒感や違和感の訴えであったのが、把握された後に、性的言動、分離不安、不登校・不登園など多くの症状が出現してくることが認められた。また身体化症状は把握の後に減少する傾向があるのに対して、性的言動や性器の違和感は比較的長期に継続したことを報告している。その後、奥山（2004a, 2004b）は、性的虐待を受けた子どもの症状として、①年齢不相応な性的言動・行動化、②自尊感情の低下、③回避症状、④愛情と性の混同、⑤解離症状、⑥転換症状、⑦ファンタジー傾向、⑧友達関係の問題、⑨過覚醒等をあげている。さらに性的虐待の初期対応として子どもの言動から性的虐待が疑われるときは、「軽いものと済まらずに真剣に受け止め、子どもを安全に守る姿勢を取らなければならない」と述べ、「嫌だっていえば大丈夫よ」などと、従来にありがちな大人の受け止め方に警鐘を鳴らし、危機介入が必要な時との認識を持つべきと指摘している。岡本他（2004）は、先述した児童相談所における性的虐待事例の実態調査の中で、その後の後遺症についても踏み込んだ調査を行っている。それによると74.8%の被虐待児に何らかの症状や問題行動が見られたことが分かった。行動上の問題としては、乳幼児期では多動や乱暴、反抗が目立ち、中学生では家出や徘徊、不登校、

万引きなどの非行が増加する。情緒的問題や精神症状としては、幼児期では、易興奮性や気分の変動、ボーっとしているなどの集中力低下、小学生では、これらに加えて睡眠障害や無気力、自傷がみられ、中学生では、気分の変動が一番多く、自傷・自殺念慮、睡眠障害、無気力、不安が増え、解離症状や対人過敏・恐怖、うつ症状が出現してくることが示された。性にかかわる問題としては、幼児期には年齢不相応な性的言動、小学校ではこれに異性への接触が加わり、中学生では異性との接触が増え、テレクラなどの性非行が出現することが示された。児童相談所につながり相談を始めた後、「異性児童への関心・接触」、「うつ」が顕著となることも示された。

伊東他（2008）は、精神科医が診察した性的虐待女子10例について臨床的検討を行っている。10例は適応良好群（5例）と適応不良群（5例）に分かれるが、適応不良群は性的虐待が早期（6か月から10歳）から開始される傾向にあった。適応良好群の全例が自ら虐待事実を告白しており、適応不良群では告白者は1例のみで、他は第3者によって発見されていた。被虐待体験への認識において、適応良好群は全例「嫌悪感」を抱いていたが、不良群では「嫌悪感」を抱く者は1例のみで、他の4例は「遊び」として捉えていた。また不適応群では、4例が、加害者が酩酊中に虐待に至っていた。また実母が性的虐待と認めたのは3例であったが、そのうちの2例が適応良好群で、実母が児相に通告し法的な対処方法を選択していた。性的虐待の予後については、加害者でない親（非加害者）の態度が重要となることが示唆されている。全事例にネグレクトが認められたが、児童相談所の指導や親の精神科治療などによって、養育環境が比較的安定したケースが、適応良好群に多かった。

それまで、性被害や性的虐待については、女性を対象にしたものが多かったが、杉山他（2007）は「性的虐待の治療に関する研究その1」で、性的虐待を受けた男性の臨床的特徴についてまとめている。あいち小児保健医療総合センターで扱った性的虐待を受けた児童97名（男性30名、女性67名）を分析し、女性に比べ男性は、その加害者が周囲の男女の両者にわたっており、口腔性交（40%）、肛門性交（23%）が多かった。臨床的な特徴として、男女ともほとんどに解離性障害が認められているが、PTSD症状は女性が有意に多く、男性は他児への加害が有意に多く、行為障害が多い傾向にあった。攻撃的で加害的な性化行動が想定され、関心が高まりつつある性加害者の心的メカニズムを理解する上で貴重な示唆を与えているといえよう。さらに杉山（2008）は「性的虐待のトラウマへの治療」において、2001年から2007年10月までにあいち小児保健医療総合センター診療科を受診した被虐待児700名とその中で性的虐待を受けた116名（女児83名、男児33名）について改めて詳細に分析している。性的虐待を受けた児童と他の虐待を受けた児童との臨床的な特徴を比較したところ、発達障害については、他の虐待に比べて性的虐待では相対的に少なく、反応性愛着障害、解離性障害、PTSD、行為障害については、性的虐待を受けた児童が有意に多かった。杉山（2008）は、性的虐待の難治性の背景に、解離性障害の並存と解離のもつ病理の重さによると指摘している。男女間の比較では、PTSD症状は女性が優位に多く、男性は他児への性的加害と行為障害が優位に高いことが示された。なお、性的虐待を受けた116名のうち、児童福祉施設に入所した経験のある児童が56名おり、その中で32名（57%）が性的虐待を受けていたことが報告されている。またカルテが作成された被虐待児の親（120名）の既往について、性的虐待あるいは重症の性的被害の既往が39.2%に認められ、他の被虐待の既往は

67.5%、DVの被害は54.2%であった。性的虐待のケアに必要なこととして、解離性障害を中心とする精神科的重症度や虐待的関係の再現性を踏まえた時に、他の虐待とは異なる専門的ケアシステムが必要であることを強調している。

## (2) 性化行動について

森田(2004)は、「新・子ども虐待」の中で、性的虐待が人格形成の深部に影響をもたらすとし、その表れとして、自傷、自殺、自殺未遂、薬物などへの依存症、家出、非行、学業不振、性化行動、無差別的性行動、性被害の受けやすさ、解離性障害、PTSD、解離、感情鈍磨、どもりなどをあげている。さらに性化行動に着目することの重要性を唱え、正常な性行動と区別しての理解が必要とし、見分ける基準として、①力関係の有無、②頻度の多さ、関心の高さ、③一般の子どもではみられにくい内容、④恐れや不安などの感情が伴っているか、をあげている。性化行動については、アメリカを中心に研究が進んでおり、性化行動を性的被害の既往の識別のサインとして認め、性化行動を評価するために開発された他者評定法として、フリードリッヒ(Friedrich et al,1991)はChild Sexual Behavior Inventory(CSBI)を開発している。越智(2004)は「性的行動を指標とした性的虐待児童の識別」の中で、このCSBIを紹介し、日本人のデータを用いた標準化、診断基準の明確化、診断のためのトレーニングの必要性を指摘している。

## (3) 非行との関連について

橋本(2004)は、「虐待と非行臨床」の中で、性的虐待と非行との関連に注目し、性的虐待を受けた子どもは、自己イメージの悪さや自分を大切に思えないという特徴があるとする。それが自傷行為、薬物依存型非行、性的逸脱型非行に向かわせることがあり、特に思春期の女兒にその傾向が強いことを指摘している。藤岡他(2006)は、女子少年院在籍の71名および児童自立支援施設に入所している197名(12~21歳:平均16歳)を対象に、問題行動や性に対する態度などの調査を行った。性被害については、「強姦被害」者は6割を超えていた。「身体を触られた」も含めると8割強が接触型性被害を受けていた。特徴的なのは、75%が孤独感を感じており、7割は自己肯定感が低かった。家出は9割を超えた。75%に自傷経験があり、孤独感、自己肯定感、自傷体験との相関が認められた。飲酒、喫煙は95%を超え、薬物乱用は54%にみられた。性経験は92%あり、初交年齢の平均は13.1歳であった。少年院では約4割の者が妊娠の経験があり、そのほとんどが中絶をしている。妊娠して「嬉しい」と感じた者が3割で、半数は「困った」と感じた。売春については7割の者が経験していた。

## —まとめ—

これらの研究を踏まえると、性的虐待の後遺症は非常に重度で多岐に渡る症状や問題を呈することが分かる。その中で、まずは奥山(2001,2004a,2004b)や岡本(2004)が、性的被害発覚後の症状や問題の変化に着目している点が注目される。奥山は、把握される前が比較的軽い症状であったものが、把握後に、性的言動、分離不安、不登校など多くの症状が認められたと述べ、性的虐待の影響は、被

害を受けているただ中では、深刻な影響を受けているにもかかわらず、症状や行動として表面化せず、把握後、再び被害にあうことから守られ、一定の援助体制が提供された後に激しく表面化される特徴があることを示唆している。さらに岡本（2004）は、子どもの年齢によって症状や問題行動が変化、推移することを示し、子どもの年齢に応じた対応をする必要性を投げかけているといえよう。

そもそも治療場面で性的虐待が話題になることも難しく、岡本他（2000）は、過去2年間で面接中に身体的、或いは性的虐待が明らかになった自験例16例を検討し、性的虐待を経験した5症例のうち、治療開始直後に虐待経験を訴えたのが2例、数ヶ月後から半年後が2例、2年半後に訴えたのが1例と報告している。また益本（2001）は、性的虐待被害経験を持つ患者の自験例34人の検討を行い、「初診時に性的虐待の話題が出ることは稀で、1～2ヶ月内の受診後か、6ヶ月以上経ってからのことが多い」と報告している。これらは、上記の遅発性の症状に加えて、被害者にとって性的虐待体験が如何に語りづらく、慎重な援助関係の構築の上で明らかにされることが多いかを示しているだろう。

把握しづらい性的虐待について、その影響としての性化行動に着目することは有効な視点と思われる。しかし子どもの性的行動は、文化背景によって、何が適切で何が適切でないかは異なる。そのため、通常発達上の子どもの普通に見られる性的行動を把握せずに、アメリカのデータをもって、性被害の既往の識別に用いることは極めて危険といえよう。越智（2004）の指摘するように、日本人のデータを用いた標準化を急ぐ必要がある。

性的虐待や性的被害の内容は多岐に及び、受ける年齢や状況などによってその影響は異なるといえよう。その中で伊東他（2008）の研究は、被害時の「嫌悪感」の有無と予後との関連性を示した研究であり、子どもが被虐待体験をどのように受け止めたかが予後に影響をもたらすことを示唆した興味深い報告である。被害時の年齢と現在の年齢、性別、被害内容が接触型か非接触型か、加害者が身近な者か否か、非加害親の態度、被害を受けている時の状況、態度、感覚など、被害時の内容を整理、分類した上で、その後の治療経過を検討していくことで、個々の実情に合った治療的手立てが見出されていくものと思われる。

#### 4. 日本における対応上の課題について

北山（2000）は、日本の性的虐待に対する対応は、Krugman（1988）の示した6つの段階（順に、虐待があることを認めない、虐待を認める、子どもを保護する、加害者の治療に取り組む、性的虐待に対応する、発生予防に取り組む）の第3段階に入ってきた段階であり、欧米諸国に比べて10年以上遅れていると指摘している。佐藤（2000）は、子どもの虐待防止研究会学術集会の講演において、フロイトの精神分析において性的被害の訴えがファンタジーという心的現実として扱われることの多い点を批判し、性的被害の現実を受け止める必要性を述べている。佐藤（2000）は性的虐待について、力関係の支配性を強調し、こうした支配性が実際の被害体験を心的現実として扱ってきた文化的背景を示唆している。

玉井（2001）は、性的虐待は他の虐待に比べて発見が困難な理由として、外見上の特徴がないことや自ら訴えることが少ないことに加え、もともと日本社会が欧米に比べて性的規範が緩やかで、よほ

どの性的虐待でない限り問題として扱われにくい背景を指摘している。さらに奥山(2005)は、性被害・性加害に関する相談が増えているにもかかわらず、社会的に注目されない背景に、社会がこの問題を否認したい傾向があるとし、ゆえに性被害の内容に関しては、被害とは強姦を指すなどといった狭い認識や、被害を受けるのは若い女性のみといった様々な神話が存在すると指摘している。性に対する態度は、文化的背景が大きく影響する問題であり、玉井(2001)とともに2人の指摘は、社会的文化的背景を検討すべきという重要な視点を提示している。

奥山他(2000)は、日本では性的虐待への対応が未確立であることを確認した上で、被害者の保護を優先すること、加害者から分離しての事実確認の面接を可能な限り少ない回数で行う必要があること、医学的チェックや法的な整備の必要性を唱えている。石川(2008)は、性的虐待の進行とそれに対する援助の段階として、①予防の段階、②未然防止の段階、③直前防止の段階、④再発・拡大防止の段階、⑤PTSDの支援段階を設定し、それぞれの状況と必要な支援のポイントについて、体系だてた提示をしている。北山(2007)は、平山他(1999)の行った日本での実態調査を踏まえても、性的虐待の件数として把握される件数が米国に比べ極めて少ないことを指摘し、依然潜在化している事例が相当数にのぼると推察している。その背景に対応の難しさがあり、性的虐待特有の密室性・隠ぺい性、物証の少なさ、子どもの証言の信憑性、司法面接・検査体制の未整備をあげた上で、とりわけ司法面接の確立と導入が喫緊の課題であると指摘している。

性的虐待の日本における対応を向上させるためには、虐待対応の中心機関である児童相談所の在り方が検討される必要がある。日本子ども虐待防止学会・虐待に関する制度検討委員会(2006)は、「児童相談所における性的虐待事例への対応課題に関する調査」として、全国の児童相談所にアンケート調査を実施し、性的虐待事例に対応する際の児童相談所の課題をまとめている。半数以上を占めた課題は「裏付ける証拠確認や判断」(61.8%)「子どもへの事実確認面接」(57.9%)「加害者や家族との面接」(50.7%)であった。初期対応に必要な課題として、「事実確認のための面接技術マニュアル」(88.9%)が約9割を占めた。子どもの処遇についての対応策として、「児童養護施設での個別ケアの拡充」(65.8%)「心理療法の充実」(53.3%)「児童精神医療の充実」(52.0%)が上位を占めた。制度上の必要な改善としては「警察、司法の対応強化」「個別ケア体制の強化」、「加害者への保護命令や改善命令」が上位にあげられていた。神奈川県中央児童相談所(2007)は2004年の1回目調査に引き続き児童相談所で扱った性的虐待事例について調査、検討を行っている。この間神奈川県は司法面接を試行的に導入、実施するなど、性的虐待に対して、先駆的な取組を行ってきている。3年経過した前回調査に比べ、虐待の受理件数が2倍以上に増加しているが、これは全国的な動向に比べ高い増加率であり、調査面接を含む対応システムの整備が背景にあるといえよう。調査項目は前回とほぼ同じで、結果もほぼ同様であるが、初期調査の重要性がより強調されており、北山(2007)の指摘にもあるように、調査面接の確立が日本の大きな課題といえよう。またそのために多職種専門家チーム(MDT)の構築が課題であると指摘している。

事実確認の在り方として、主に米国の「司法面接」を紹介した文献が増えている(藤川他訳,2003;四方他,2004;仲他訳,2007;菱川,2007;菱川他,2007;高瀬他,2007など)。一方、その現状に

対して、大川他（2007）は海外において性的虐待対応のバックラッシュが起こり、その中で「司法面接」が開発されてきたという経緯をレビューした上で、「司法面接と臨床的な面接との区分は、日本ではあいまいなまま、『司法面接』という面接技法のみが導入され、拡大しているように思われる」と指摘している。

#### —まとめ—

我が国において、性的虐待への対応がなかなか進まない理由として、規範の緩やかさや性的被害への神話など、日本独自の文化的背景を玉井（2001）や奥山（2005）が指摘している点が興味深い。

性的虐待は他の虐待に比べてその事実確認が困難であるという特徴を持つ。これについて米国を中心に行われている「司法面接」が注目されるようになってきている。しかし「司法面接」をもってしてもなお事実確認が困難であること（四方他,2004）や、司法面接はあくまで司法のシステムの中に位置付けられているもので、システムの異なる日本での実践には難しい課題がある。今後、単に「技法」のみの輸入にならないよう、内容の更なる検討と日本の文化や様々なシステム等と整合性をもつ形での展開が必要であろう。

神奈川県中央児童相談所の指摘にあるように、性的虐待の対応には、司法、警察、学校、医療機関等様々な専門分野による学際チーム（MDT）が重要であるとする。性的虐待に限らず、児童虐待の対応や虐待を受けた子どもの援助には、多分野協働が不可欠であるが、対応の難しい性的虐待においてはなおさらのことで、まだまだ縦割りの対応が色濃い日本において、対応システムの根幹の変更を求める重大な課題といえよう。

## 5. 関連する法律の検討

### (1) 児童買春・児童ポルノについて

児童虐待防止法における性的虐待の定義においても、広義の性的虐待においても、児童買春・児童ポルノの問題は、性的虐待として捉えられる。児童買春・児童ポルノが国際社会で問題化され始めたのは1990年代である。我が国では、1994年の「児童の権利条約」批准、1996年の「子どもの商業的搾取に反対する世界会議」において日本人による東南アジアでの児童買春や国内での「児童ポルノ」大量製造に対して世界中の非難が集中したことによって、1999年に『児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律』（以下、児童買春・ポルノ処罰法）が成立・施行されるに至った。一方、2003年には『インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律』（以下、出会い系サイト規制法）が施行された。

児童売春・ポルノ処罰法と出会い系サイト規制法の、性的搾取に関わる子どもの捉え方の相違については、坪井（2003）、岩下（2005）等が指摘している。弁護士である坪井（2003）は、「もう1つの児童虐待」として、我が国の児童買春と児童ポルノの現状について、考察している。児童買春・ポルノ処罰法は、被害者はケアを受けるべきであり処罰されないという理念の基に制定されたのに対し、出会い系サイト規制法は買春を勧誘した子どもを処罰の対象としている点で、「被害を予防するため

に、子どもを犯罪者として処罰するなどというのは、本末転倒もはなはだしい」と主張している。また、児童買春・ポルノ処罰法制定後も、児童買春が子どもの人権侵害であり、子どもは被害者であるという理念は浸透しておらず、被害者である子どもの保護・ケアについての具体策や議論が不足していることを指摘している。

## (2) 性加害犯罪の再発を防止するための法律

2004年に奈良で起きた小2 女児誘拐殺害事件を機に、性加害者について関心が高まる。マスコミは性加害者の再犯の可能性について報道し、「性犯罪の前科のある者を対象とした再犯防止策が必要だ」という世論が作り上げられていった(美馬,2006)」。それに伴い、海外の性犯罪者対策が紹介された(藤本,2006;守山,2006;矢野,2006)。その中でも、性犯罪者の個人情報公開する制度であるアメリカのメーガン法と同様の法制度を導入するか否かについて、議論が重ねられた。メーガン法とは、1996年にアメリカで連邦法として成立された。1994年、ニュージャージー州でメーガン・ニコール・カンカ(7歳)が近隣に住んでいた性犯罪歴のある男性に強姦・殺害されたという事件の後、彼女の両親が性犯罪者の情報公開を求める運動を行ったため、この名称で呼ばれている。

美馬(2006)は性犯罪の再犯を巡る数字の妥当性について検討し、メーガン法を性犯罪への解決策として捉えさせてしまう社会的状況を批判的に考察している。松井(2007)は、日本におけるメーガン法の可能性について、奈良の事件の振り返りやアメリカでのメーガン法の合憲性についての議論、加害者が児童であった場合や性犯罪から子どもを守るためには何が出来るかなど、様々な視点から検討をしている。その上で、再犯率や治療・強制の可能性について確定できない以上、子どもを性犯罪から守るという利益を重視すれば、我が国におけるメーガン法の制定も検討すべき時期にあると指摘している。一方、森田(2008)は、アメリカにおいてメーガン法施行から10年経ったところで、その法の弊害を強調している。まず、連邦法務省の「性犯罪者管理センター」が挙げている、性犯罪者に関して社会で信じられている根拠のない神話を紹介している。すなわち、「一 大半の性犯罪加害者は被害者が知らない人であるというのは神話である」、「二 性犯罪者の再犯率が高いというのは神話である」の2つである。メーガン法が社会の不安を増大させる影響があることに触れ、日本では、2005年以降行われている法務省と警察庁の性犯罪者についての情報共有レベルにとどめておくことが大切であろうと述べている。

### —まとめ—

児童虐待防止法において性的虐待と捉えられるにも関わらず、児童虐待と児童買春・児童ポルノ処罰法との関連についての議論は少ないのが現状である。しかし、性的虐待と性的逸脱型非行の間に関連があることが、指摘されはじめている(橋本,2004)し、子どもの人権保護という視点に立ち、広義の性的虐待を考えていくことの国際的・社会的要請は大きいと考えられる。これらを踏まえると、子どもの性的搾取に関する捉え方を整理することはもちろん、今後さらなる議論が求められよう。

性犯罪に対する不安や恐怖は多くの人々が抱きやすい。不安や恐怖は神話を作りやすくさせ、ゆえに



その防止のためには厳しい枠組みを求める方向に動きやすい。法整備については、確かな根拠をもって、十分な検討の上、慎重に進めることが重要で、軽率に歩を進めることは、別の被害者を生む恐れもあることに留意すべきなのだろう。

## 6. 性的虐待の治療に関するもの

### (1) 性的被害を受けた子どもへの治療

性的虐待の影響は極めて深刻であり、児童相談所、精神科医療機関、少年院などの司法機関等、様々な分野における治療的援助が必要となることは明白である。性的虐待の既往を持つ子どもに対する治療について、事例検討をベースに報告したものとしては、以下のものがある。

三宅（2001）は家出を機に児童相談所が関与し、性的虐待が発覚してから、施設入所に至った事例を紹介し、援助過程で起こる困難状況について報告している。堀川他（2003）は、小学校時代から性的被害を受けた女児の入院治療の経過をまとめている。女児は事件にまつわる出来事を想起するたびに解離症状が起き、男性を怖がる一方で、誘惑的に接近して性的関係を持つとしようとするなどの行動化が見られた。行動の背景にある心的理解と治療的な枠組みの必要性を強調している。白川（2004）は、家庭外で性的虐待を受けた児童3例について、分析している。たとえ単回性の被害であっても、解離や身体化が起こるなどその影響は重大であること、養育者の安定を図り、子どもを支えられるようスーパーバイズすることの必要性、性加害行動が被害体験の「再演」や「反復」である可能性に留意し、認知行動療法的なアプローチの必要性を述べている。平井（2005）は、性的虐待を受けた女児への遊戯療法の過程を報告している。里親との間で生じる過程を心理面接の中で扱い、その過程を支えたこと、心理療法における「枠」の重要性等を考察した。平岡（2006）は、児童福祉施設に入所中で、加害的性逸脱行動を行った男児に対して、EMDRを導入した心理ケアを行った事例を報告している。加害児の性被害体験の有無を丁寧に把握すること、その上で生じるフラッシュバックに対してEMDRが有効であることを述べている。森田（2006）は、児童養護施設に入所中で、過去に非接触型の性的虐待を受けた小1の女児と、父親から接触性の性的虐待を受け続けた女児の2事例を報告している。後者の場合、受けた被害の不適切さに気づき始めて、解離症状が顕著になったことが報告されている。山喜（2008）は、実兄からの性的被害を受けた中学生女児に対する情緒障害児短期治療施設における2年半の治療経過を報告している。その中で、身体的ケアから援助が始まり、身体検査で「異常のない自分の身体」を確かめたことが転機になるなど、性的虐待の援助における身体性に注目する視点を提供している。また性的虐待という心的外傷と同等に救いを求めるべき対象（非加害親）の喪失が大きなダメージとして残ることを述べ「壊された内的対象世界（関係性障害）の修復が治療の要となる」と指摘している。

奥山（2004b）は家庭内性的虐待を受けた子どものケアに必要なこととして、①被害を認め受け入れること、②共感的な支え、③生活環境が安全に守られていること、④家族へのケア、⑤現実生活における子どものサポーター、⑥子どもへの精神的治療、⑦保護者へのガイダンス、⑧家族の治療、⑨虐待者への治療を挙げている。

## (2) 子ども時代に性被害の既往を持つ成人への治療

性的虐待の影響に関する研究を概観すると、性被害を受けた後、しばらくして様々な臨床的問題が生じる場合が少なくないことが分かる。子ども時代に経験した性的虐待が成人になってその影響がでることや、成人になってからようやく治療の場につながるケースも少なくない。

益本（2001）は、性的虐待を受け、精神科クリニックで治療を受けた4症例（児童1名、成人3名）について報告している。臨床上の留意点として、いつ、どのように聞くかのタイミングや準備状態（治療者への安心感など）が重要であること、患者の孤立感を減らす工夫が重要で、性的虐待が決して珍しい出来事ではないことを伝えること、治療者との関係性が構築された上で、自助グループ等を紹介することなどが重要であること、現在の同居人との関係性を援助すること、性的な言動に対して、適切な言動を伝えていくこと、抑うつ感、自己卑下感に対して、それを取り除いていけるように働きかけることなどを挙げている。細澤（2002）は、重篤な性的、身体的虐待の既往を持つ20代の解離性同一性障害患者の終結例を報告している。治療には入院治療と精神療法面接を併用し、その経過は極めて困難の伴うものであったが、ケースの示す解離症状の背景に精神病水準への不安と外傷に起因する中核的葛藤があるとし、反復強迫と回避という外傷の再演を治療的に扱うこと、および自分の情緒を味わうことができるようになった結果現れる精神病水準の不安を治療関係の中で抱え、治療者が「生き残る」ことで「新規蒔き直し」が図られたと考察している。精神分析に基づく治療的考察であるが、外傷の反復や再演に対して、「転移性治療」を行ったというよりも、それらを抱え治療者が生き残ることにより、患者自身が外傷を消化する能力、自然治癒力が発揮できるようになることが重要で、そのためにも治療の中で外傷記憶を直接取り扱うことは必ずしも必要ないと指摘している。安齊（2002）は、父親から性的虐待を受けた来談時25歳女性の心理面接経過を報告している。自我支持的面接をベースにした上で、風景構成法、自由描画、「巻きなおし法」などを用いながら内的現象の表現を助け、約10ヶ月の治療経過で一定の回復が得られた。こうした早期の過程を言語で表現することに重みを置かず、他の技法によって手助けする方法として、サイコドラマを利用した報告もある（小笠原，2001）。倉戸（2006）は、子ども時代に受けた性的虐待に悩む26歳の女性に対するセラピーの過程を報告している。成人になり、自己の未完結の経験に気づき、それを完結するためにセラピーの場が用いられたこと、その際エンプティチェアの技法を用いることで、より生々しい感情に気づき、対峙しやすくなったことが述べられている。

小西（2007）は、「経験と理論のまじわるところ－暴力社会に終止符を！」というシンポジウムの中で、PTSDの治療について語る前に「被害者の回復とPTSDの回復は同じではない」と強調し、PTSDの回復は症状の軽減という意味では医学的な問題であるが、被害者の回復は医学の問題だけでなく、社会や司法などの問題も統合的に捉える必要があることを指摘している。また高度な専門性を必要とする長時間暴露療法（Prolonged exposure）やEMDR（Eye Movement Desensitization and Reprocessing）を実施した臨床経験から、被害当事者の意思で取り組むことの意味について触れ、自分のことは自分で決められる、自分が世界に働きかけると世界は多少でも変わるのだということを感じることの重要性について述べている。益本（2001）は被害に向き合うためには、そのタイミングを

とらえることが重要であることを述べており、受けた被害の不適切さに気づき始めて、解離症状が顕著になった森田（2006）の報告も含めて考えた時に、準備状態のない早期の振り返りは、相応の危険や負担を強いものであることが分かる。

#### —まとめ—

益本（2001）の指摘のように、被害体験の振り返りを急ぐのではなく、ケースに即してタイミングを見定めることは、被害児（者）の回復を支える上で配慮すべき重要な視点と思われる。その上で、振り返りを助けるものとしての描画、サイコドラマ、「巻きなおし法」などの技法や、振り返りの際の不安や恐怖を低減するものとしてのEMDRなどの活用等、有効な技法を選択し、柔軟に用いる視点が重要といえよう。

また、奥山（2004a, 2004b）、杉山（2008）、細澤（2002）が指摘するように、重篤な性被害を受けた多くの患者の中核症状に、解離症状が認められており、解離を治療的にどのように扱うかが、これからの臨床研究において主要なポイントとなると思われる。細澤（2002）は、解離を2層構造として捉えており、まずはベースとしての心的統合に向けた過程を支えることが重要で、結果としての自然治癒力が外傷記憶を収めていくとする。ゆえに外傷体験を直接扱う必要のないことを述べている点が興味深い。

小西（2007）の指摘は、被害児（者）の主体性の回復を重視している。性的虐待の本質は圧倒的な支配である。被害という圧倒的でコントロール出来ない体験から主体性を回復できるよう援助することが重要であるという指摘は重要である。この指摘は性的虐待にとどまらず、他の虐待にも通じる視点でもあろう。

また山喜（2008）が指摘したように、性的虐待の援助には、自身の身体イメージの修復から失った対象の修復まで含む重層的な援助が求められるといえよう。

### （3）性加害児（者）への治療

性加害者への治療・矯正について、刑事施設では、平成17年に交付された「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（現：刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律）」において、第82条改善指導の項の中に、特別改善指導として「性犯罪再犯防止指導」を定めて、取り組みを始めている。この指導に矯正局が採用したプログラムは、カナダ連邦矯正局が開発したものであり、綿密なアセスメントに基づいて、プログラム（高密度、中密度、低密度）を段階的に実施するものである。橋本（2006）は、本プログラムを紹介する中でAndrews&Bonta（2003）の調査結果を基に「再犯のおそれに見合わないプログラムを実施することは有害だとされている」ことにも触れ、性加害者のアセスメントの重要性についても指摘している。この指摘は、宮地（2008）が、Johnson（2002）の研究を紹介し、子どもの性行動を以下の4点に分けて捉え、一様に性加害として取り扱うのではなく、どれに当てはまるかによって援助が適切に選択されることが重要であると述べていることと共通する。Johnson（2002）による分類は以下の通りである。①自然で健康な性行動、②過剰な性刺激にさらされていた

事への反応としての性行動であり、相手を傷つける意志はないが、境界を作れず、また適切な性行動を学んでいないことによって起きる反動的性行動、③相手に強制はしないが、自分と同様に孤立して愛情に飢えた子どもとの間で、身体や気持ちの触れあいを求めて起こる、過剰だが相互的な性行動、④性と攻撃性が強く結びつき、相手をだましたり脅したり、物で釣るなどの強制や相手の発達遅れや寂しさにつけ込むような、衝動性と攻撃性が高い性加害行動。性的問題行動を以上の様に分類評価することが重要であり、一様に性加害と見なしてしまうことで、適切な援助機会を奪ってしまう危険性を指摘している。

児童虐待防止法では、性的虐待の加害者は保護者とされ、奈良で起きた事件のように保護者以外の加害者は性的虐待の範疇には入れられない。しかし、地域や児童福祉施設内で性的問題行動を起こした子どもへの治療教育の必要性が求められるようになり、先の性加害再犯防止プログラムを臨床上応用した取り組みが児童自立支援施設を中心になされるようになる。藤岡（2006）は著書「性暴力の理解と治療教育」の中で、性暴力の本質として、「性的欲求によるというよりは、攻撃、支配、優越、男性性の誇示、接触、依存などの様々な欲求を、性という手段、行動を通じて自己中心的に充足させようとする『暴力』であると認識する必要がある」とした上で、性暴力のアセスメントを含む加害者への治療のありかたをまとめている。

紀藤他（2007）は、著書「カルト宗教」の中で、カルト集団の中で性的虐待や性的搾取が生じやすいことを取り上げ、その背景にある要素の一つが支配性であることを指摘する。構成員の性生活を徹底的に管理、統制、支配することで、リーダーの圧倒的な力を示すことに寄与していることを、様々なカルト集団の実例を示しながら述べている。藤岡（2006）の指摘する性暴力の本質に通ずる指摘であり、興味深い。

#### —まとめ—

性的加害者への治療はまだ緒に就いたばかりである。その中で性行動の修正技法にとどまらず、加害者の支配性等が注目されるなど、行為に至る心的メカニズムに触れられている点が注目される。今後こうした背景を究明していくことで、性的加害の予防を含めた治療的援助のあり方の検討を積み上げていくことが重要となろう。

（増沢高 大塚齊 長尾真理子）

#### <引用文献>

安齊順子（2002）「父からの性的虐待を受けた女性への心理面接」心理臨床学研究 20（3），p.221-229

藤川洋子 他（訳）（2003）『子どもの面接ガイドブック－虐待を聞く技術』日本評論社（Wendy Bourg et al.（1999）『A Child Interviewer's Guide』Sage Publications）

藤川哲也（2006）「アメリカにおける性犯罪者対策」犯罪と非行 149，p.88-111

藤岡淳子（2006）『性暴力の理解と治療教育』誠信書房

藤岡淳子 他（2006）「非行少女の性虐待体験と支援方法について－施設での実態調査から」子どもの虐待とネグレクト

- 8 (3), p.334-341
- 福島富士子 (2000) 「子どもの性的虐待の実態とその対策」 公衆衛生 64 (5), p.318-323
- 萩原總一郎他 (2003) 「性的虐待事例への援助方法に関する研究」 こども未来財団
- 橋本和明 (2004) 『虐待と非行臨床』 創元社
- 橋本牧子 (2006) 「新法における改善指導について (その3) 性犯罪再犯防止プログラムの内容」 刑政 117 (3), p.52-66
- 平井正三 (2005) 「性的虐待を受けた少女との心理療法の一事例」, 東山紘久 他 (編) 『京大心理臨床シリーズ3 遊戯療法と子どもの今』 創元社
- 平岡篤武 (2006) 「加害の性逸脱行動を行った男児 (被虐待) にEMDRを導入した心理ケア」 子どもの虐待とネグレクト 8, p.29-38
- 平山宗宏 他 (1999) 「子どもと家族の心と健康 調査報告書」 日本性科学情報センター
- 菱川愛 (2007) 「児童虐待問題における司法面接とは何か?」 ト라우マティック・ストレス 5 (1), p.57-66
- 菱川愛 他 (2007) 「神奈川県児童相談所における司法面接 (事実確認面接) の導入の取り組み」 子どもの虐待とネグレクト 9 (1), p.117-120
- 堀川百合子 他 (2003) 「性的虐待を受けた患者にいかに対応するか③ 回復過程にあらわれる3つの段階」 精神看護 6 (2), p.80-85
- 細澤仁 (2002) 「外傷のワークスルーと新規蒔き直し-重篤な性的, 身体的虐待の既往を持つ解離性同一性障害患者の終結例を通して」 精神分析研究 46 (3), p.313-323
- 石川義之 (2001) 「性的被害とその影響-大阪コミュニティ調査の統計分析」 アディクションと家族 18 (1), p.69-77
- 石川瞭子 (2008) 「性虐待を受けた子への援助-危機段階に応じた援助の視点」 児童心理 62 (12), p.168-175
- 伊東かほり 他 (2008) 「性的虐待を受けた女子10例の臨床的検討」 児童青年精神医学とその近隣領域 49 (1), p.14-24
- 岩下雅充 (2004) 『「援助交際」・『出会い系サイト』と法規制-錯綜した法にどう対応するか』, 坂田仰 (編) 『法律・判例で考える生徒指導-いじめ, 体罰から出会いサイト, 児童虐待まで-』 学事出版
- 神奈川県中央児童相談所 (2004) 「神奈川県児童相談所における性的虐待調査報告書」 神奈川県中央児童相談所
- 神奈川県中央児童相談所 (2007) 「神奈川県児童相談所における性的虐待調査報告書 (第2回)」 神奈川県中央児童相談所
- 家族機能研究所 (2000) 「診療所の臨床サンプルからみた、児童期性的虐待の発生傾向」 アディクションと家族 17 (1), p.93-111
- 北山秋雄 (2000) 「性的搾取の実態と被害児童への対応」 母子保健情報 42, p.69-73
- 北山秋雄 (2007) 「性的虐待への理解と対応をもとめて」 小児保健研究 66 (2), p.180-182
- 紀藤正樹 他 (2007) 『カルト宗教-性的虐待と児童虐待はなぜ起きるのか』 アスコム
- 小西聖子 (2007) 「PTSDの心理治療-その研究と実践から (シンポジウム「理論と経験のまじわるところ-性暴力社会に終止符を!」記録)」 女性の安全と健康のための支援教育センター通信 15, p.2-9
- Krugman, D. C. et al (1988) 「The New Child Protection Team Handbook」 Garland Publisher
- 倉戸由紀子 (2006) 「性的虐待経験から自己を取り戻す過程」 現代のエスプリ 467, p.81-95
- 益本佳枝 (2001) 「性的虐待の臨床-精神科クリニックでの治療と援助の実際」, 本間博彰他 (編) 『思春期青年期ケース研究8 虐待と思春期』 岩崎学術出版社
- 松井茂記 (2007) 『性犯罪者から子どもを守る-メーガン法の可能性』 中公新書
- 美馬達哉 (2006) 「要塞と緋文字-メーガン法をめぐって」, 上野加代子 (編著) 『児童虐待のポリテクス-「こころ」の問題から「社会」の問題へ』 明石書店
- 宮地尚子 (2008) 「男性の性被害:被害と加害の「連鎖」をめぐって」 ト라우マティック・ストレス 6 (2), p.21-31
- 三宅芳宏 (2001) 「性的虐待を疑われた多問題家族に対する心理的援助法の模索」, 岡田隆介 (編) 『児童虐待と児童相

- 談所-介入的ケースワークと心のケア』金剛出版
- 餅原尚子 他 (2001) 「性的虐待 (レイプ, セクハラ・ストーカー) によりPTSD症状を呈した2症例のロールシャッハ反応」ロールシャッハ法研究 5, p.53-66
- 森田喜治 (2006) 『児童養護施設と被虐待児 施設内心理療法家からの提言』創元社.
- 森田ゆり (2004) 『新・子どもの虐待-生きる力が侵されるとき』岩波ブックレット
- 森田ゆり (2008) 『子どもへの性的虐待』岩波新書
- 守山正 (2006) 「イギリス性犯罪対策の概要」犯罪と非行 149, p.112-135
- 仲真紀子 他 (訳) (2007) 『抑圧された記憶の神話-偽りの性的虐待の記憶をめぐって』誠信書房 (Elizabeth Loftus, et al. (1994) 『The Myth of Repressed Memory: False Memories and Allegations of Sexual Abuse』 St Martins Pr)
- 日本子ども虐待防止学会・虐待に関する制度検討委員会 (2006) 「児童相談所における性的虐待事例への対応課題調査」 (<http://www.jaspcan.org/2006sexualabuse.pdf>)
- 越智啓太 (2004) 「性的行動を指標とした性的虐待被害児童の識別-CSBIの概要とその展望」精神科診断学 15 (1), p.37-45
- 小笠原美江 (2001) 「性的虐待とサイコドラマ」心理劇 6, p.19-27
- 大川浩明 他 (2007) 「性的虐待と『バックラッシュ』問題を考える」, 保坂亨 (編著) 『日本の子ども虐待』福村出版
- 岡本百合 他 (2000) 「II D-18 性的虐待を経験した摂食障害」心身医学 41 (supplement)
- 岡本正子 他 (2004) 「実態調査から見る児童期性的虐待の現状と課題」子どもの虐待とネグレクト 6 (2), p.156-173
- 岡本正子 他 (2008) 「性的虐待への介入及び虐待を受けた子どもへの中長期的ケアに関する調査研究 性的虐待を受けた子どもへのケア・ガイドライン」平成19年度児童関連サービス調査研究等事業 財団法人こども未来財団
- 奥山眞紀子 他 (2000) 「性的虐待の対応原則を考える」子どもの虐待とネグレクト 2 (1), p.116-123
- 奥山眞紀子 (2001) 「性的虐待への対応」小児と精神と神経 41 (5), p.357-364
- 奥山眞紀子 (2004a) 「わが国の性的虐待の実態と対応」教育と医学 52 (10), p.900-911
- 奥山眞紀子 (2004b) 「性的虐待へのケアと治療」そだちの科学 2, p.55-61
- 奥山眞紀子 (2005a) 「思春期の性被害・性加害」小児科診療 6, p.1067-1073
- 奥山眞紀子 (2005b) 「子どもへの性的虐待について」子どもの虹情報研修センター紀要 3, p.29-41
- 佐野信也 他 (2002) 「性的虐待と再犠牲化」アディクションと家族 19 (1), p.93-107
- 佐藤紀子 (2000) 「日本における子どもへの性的虐待-かかわるものの心の壁こそを、“無慈悲”でも“および腰”でもなく」子どもの虐待とネグレクト 2 (1), p.14-21
- 白川美也子 (2004) 「性虐待を受けた子どもの理解とケア-家庭外性虐待を中心に」そだちの科学 2, p.62-69
- 杉山登志郎 他 (2007) 「性的虐待の治療に関する研究 その1 男性の性的虐待の臨床的特徴に関する研究」小児の精神と神経 47 (4), p.263-272
- 杉山登志郎 (2008) 「性的虐待のトラウマの特徴」トラウマティック・ストレス 6 (1), p.5-14
- 玉井邦夫 (2001) 『<子どもの虐待>を考える』講談社現代新書
- 高瀬泉 他 (2007) 「性虐待被害者からの証拠採取法-米国カリフォルニア州での研修報告」日医雑誌 136 (3), p.554-557
- 棚瀬一代 (2001) 『虐待と離婚の心的外傷』朱鷺書房
- 坪井節子 (2003) 「児童買春と児童ポルノ-日本の現状」子どもの虐待とネグレクト 5 (2), p.314-319
- 内山絢子 (2003) 「児童虐待の現状」, 中谷瑾子 他 (編) 『児童虐待と現代の家族』信山社
- 矢野恵美 (2006) 「スウェーデンにおける性犯罪対策-性犯罪規定・性犯罪者対策・被害者対策の観点から」犯罪と非行 149, p.136-160
- 山高喜秀 (2008) 「性的虐待の入所治療 (環境療法)」志學館大学大学院心理臨床学研究科紀要 2, p.33-48
- 四方耀子 他 (2004) 「平成15年度研究報告書 アメリカにおける児童虐待の対応 視察報告書」子どもの虹情報研修センター

表1 性的虐待に関する論文（戦後から2007年まで）

1957年	久保撰二 「近親相姦に関する研究」 広島醫學 5(12)
1972年	<p>「&lt;特集&gt;日本人の歪められた性と幼児虐待」 潮 151</p> <p>松田道雄 「生きることのつらさ」          水上勉 「あさましく生きる時代」          佐藤ヨシ 他 「肉親が織りなすこのおぞましい現実!」          「近親者の歪められた性と幼児虐待—当事者・関係者100人の告白と証言」          石田明 他 「近親相姦 父と娘が、母と息子が、そして兄妹が……」          渡辺精太郎 他 「幼児虐待 火責め水責めの果て、嬰兒は冷たい骸(むくろ)に」          木村政子 他 「捨て子・私生児『母ちゃんはどこ?!父ちゃんはどこ?!』」          松山善三 「ルポルターージュ・蒸発妻—『お母ちゃん、早く帰ってきて……父ちゃんが死んじゃって、ボク一人になったよ』」</p> <p>洪沢竜彦 「近親相姦,わがユートピア」          座談会 石川達三 他 「親の責任と幼児教育」          久保撰二 「近親相姦に関する私の研究」          清水邦夫 「&lt;犯す&gt;&lt;犯される&gt;関係と一家心中」          松永伍一 「忘れ去られた『子けし』への慟哭—わが子を間引いて、いつも寝る床の下に埋めて」          桐島洋子 「ドキュメント・捨て子のすすめ」          対談 深沢七郎 横尾忠則 「親を見放した子,子に捨てられた親」          新里キク 「日本,韓国,白人,黒人の子を生んだ私」          長尾宇迦 「奥のホゾ道・留吉,捨六の民話」          太田竜 「私は血縁を拒絶する」          対談 沢田美喜 高峰秀子 「令嬢沢田美喜と千人の子供たち(男,読むべからず-3-)」</p>
1977年	石浜淳美 他 「近親相姦とその問題点」 小児科 18(7)
1978年	津崎哲郎 「近親相姦の家族特性と処遇—児童相談所が対応した父子相姦の事例研究—」 少年輔導 23
1979年	<p>「&lt;特集&gt;近親相姦」 現代思想 6(6)</p> <p>荒川和敬 他 「性受難時代に生きる少年少女たち」 あけぼの 24(7)          宮淑子 「孤立の中に沈む母と子—『母子相姦』を追って—」 月刊教育の森 4(12)</p> <p>「&lt;特集&gt;密室の母子」 朝日新聞</p>
1981年	中谷瑾子 「ボソワナドと謙抑主義—近親相姦非犯罪化のルーツ」 時の法令 1101 我妻洋 「アメリカの近親相姦」 サイコロジー 2(19)
1982年	増田周二 「児童虐待における性的暴力の研究」 四国学院大学論集 52
1983年	<p>藤田浩 「New York v. Ferber,458 U.S.747, 102S.Ct.3345,1982—チャイルド・ホルノの規制は第一修正に違反しない」 アメリカ法 1983(2)          関哲夫 「児童ポルノ頒布の規制と修正1条(アメリカの刑事新判例紹介77)」 判例タイムズ 506          西川祐一 「親の性的暴行」 小児看護 6(6)          「子供ポルノの頒布等を禁ずる規制の合憲性—New York v.Ferber102S.Ct.3348(1982)」 ジュリスト (802)</p>
1984年	中谷瑾子 「性行為に対する刑事規制の限界—特に姦通罪と近親相姦について」 杏林社会科学研究 1(1) 西川祐一 「親の性的暴行」 現代のエスプリ 206
1985年	江橋崇 「児童モデルポルノの規制と表現の自由」 ジュリスト (828) 藤井和子 「性的虐待とその家族」 精神衛生研究 32 黒川慧 「アメリカの少年少女の売春」 青少年問題 32(5)
1986年	江幡玲子 「非行・性非行—盗み・性的被害の事例」 小児内科 18 南博 「性的虐待 妻への不満が“家庭内性愛”の温床生む」 世界週報 7(38) 中谷瑾子 「少女の性的虐待と法制上の問題点」 現代のエスプリ 230
1987年	早川武夫 「性犯罪と子供たち(アメリカ法の最前線)」 法学セミナー 32(2) 滝井泰孝 他 「性的虐待について—仙台少年鑑別所に収容された9例を通して」 児童青年精神医学とその近接領域 28(5) 佐々木保行 「家族・社会問題としての性的虐待—アメリカの動向を中心に」 青少年問題研究 36
1988年	藤田裕司 他 「非行少女における父子病理—近親相姦事例を中心に」 大阪教育大学紀要:4.教育科学 37(1) 清水隆則 「英国における性的虐待の実態」 ソーシャルワーク研究 14(1)
1989年	<p>石川義之 「近親相姦の現状(その1)」 鳴門教育大学研究紀要(人文・社会科学編) 4          北沢杏子 「保健室の性教育110番」 健康な子ども 18(12)          清永賢二 他 「少女売春の実態—1 売春少女の行為実態と意識」 科学警察研究所報告・防犯少年編 30(1)          中谷瑾子 「女子の性非行の国際的動向」 青少年問題 36(8)          ナショナル・テレサ 「ストリート・チルドレン(3) 性的搾取を受けている少女のための環境療法」 世界の福祉 23          西村由美 「日本でも明るみに出始めた虐待・近親姦」 Asahi Journal 31(51)          奥村元子 「近親相姦がもたらす障害と日本の状況」 現代性教育研究月報 7(5)          奥山真紀子 「性的虐待(Sexual Abuse)と社会」 世界の児童と母性 27          清水隆則 「性的児童虐待ケースに対する体系的処遇—英米の実践例」 ソーシャルワーク研究 15(2)          辻由美子 「父親の性的虐待におびえる子どもたち—罪に問われないことが生む“病理家族”」 朝日ジャーナル 31(5)          内山絢子 「少女売春の実態—2」 科学警察研究所報告・防犯少年編 30(1)</p>

1990年	西川祐一	「性的虐待」日本医師会雑誌 103(9)
1993年	林弘正	「『親による性的虐待』の被害」被害者学研究 2
	林弘正	「児童虐待、特に性的虐待に対する刑事規制のための序論」常葉学園富士短期大学研究紀要
	黒川慧	「アメリカの男子青少年に対する性的虐待」青少年問題 40(10)
1994年	アンジーファンイーラ	「香港における児童への性的虐待(アジアに架ける橋)」月刊福祉 77(2)
	ビヤネール多美子	「スウェーデン揺るがす子どもポルノー性犯罪」AERA 7(7)
	林弘正	「児童虐待、特に性的虐待に関する刑事訴訟上の諸問題」常葉学園富士短期大学 4
	岡上雅美	「性的虐待の被害者たる子供の法廷外供述の採用とアメリカ合衆国憲法修正6条の体質条項」比較法学 27(2)
1996年	近藤美津枝	「福祉最前線—児童虐待の買春を止めよう」月刊福祉 79(1)
1997年	高橋雅延	「偽りの性的虐待の記憶をめぐって」聖心女子大学論叢 89
	高橋雅延	「『回復された記憶・偽りの記憶』をめぐる論争の再検討」聖心女子大学論叢 92
1998年	飛鳥井望	「外傷理論をめぐる最近の論争—『蘇った記憶』と『偽りの記憶』について」精神療法 24(4)
	益本佳枝	「性的虐待の症例について」児童青年精神医学とその近接領域 39(3)
	下坂幸三	「PTSD概念の拡大化に反対する」精神療法 24(4)
1999年	平岡宗宏 他	「子どもと家族の心と健康 調査報告書」日本性科学情報センター
	石川義之	「インセスト的虐待の加害者たち(1)」社会システム論集 4
2000年	稲谷ふみ枝	「児童期性的虐待に関する研究(1)スウェーデンのデータと面接を通して」志学館大学文学部研究紀要 21(2)
	石井朝子	「米国における児童期の性的虐待被害研究とPTSD—歴史と現状」臨床精神医学 29
	家庭機能研究所	「〈資料〉診療所の臨床サンプルからみた、児童期性的虐待の発生傾向」アディクションと家族 17(1)
	MaryR.Harvey	「児童期に性的虐待を受けた女性の治療:個人精神療法」アディクションと家族 17(1)
	西澤哲 他	「性的虐待を受けた子どもたちへのソーシャルワーク的援助及び心理的ケアのあり方に関する研究—海外での取り組みの検討を中心に」研究助成論文集 安田生命2006 42
	岡本百合 他	「性的虐待を経験した摂食障害」心身医学 41(5)
	奥山眞紀子	「性的虐待」児童青年精神医学とその近接領域 41(5)
	奥山眞紀子 他	「分科会報告 性的虐待の対応原則を考える」子どもの虐待とネグレクト 2(1)
	巖浩心 他	「子どもに対する性的虐待の実態を韓国はどうとらえているか—韓国性暴力相談所の報告書から」東洋大学紀要 教養課程篇 39
	斎藤学	「ついに法廷に持ち込まれた『娘への性虐待』、家庭は安息の地ではありません」サンデー毎日 79(49)
	佐藤紀子	「講演録 日本における子どもへの性的虐待—かかわるものの心の壁こそを、“無慈悲”でも“および腰”でもなく」子どもの虐待とネグレクト 2(1)
	上田新楽	「セクハラ、強姦、DV、児童虐待—女性のためのホットライン徹底ガイド」婦人公論 85(11)
	北山秋雄	「性的搾取の実態と被害児童への対応」母子保健情報 42
福島富士子	「子どもの性的虐待の実態とその対策」公衆衛生 64(5)	
斎藤学	「分科会報告 虐待の記憶:児童期性的虐待とサバイバー」子どもの虐待とネグレクト 2(1)	
佐藤紀子	「日本における子どもへの性的虐待」子どもの虐待とネグレクト 2(1)	
2001年	古井桃子	「子どもに対する性虐待・性摂取の問題への取り組み—第2回児童の商業的性摂取に反対する世界会議に向けて」恵泉アカデミア 6
	石川義之	「性的被害とその影響—大阪コミュニティ調査の統計分析」アディクションと家族 18(1)
	石塚とも	「悩んでいるのは、あなただけではない—父から受けた性的虐待のトラウマを克服して」婦人公論 86(10)
	近藤美津枝	「すべての子どもを性的虐待から守る」花園大学人権論集 8 虐げられた人びとの復権
	前田茂則	「心的外傷(児童期性的虐待等)を背負うクライアントの援助過程—ゲシュタルト療法のアプローチ」帝京平成短期大学紀要 11
	松本タミ	「身体的・性的虐待を理由として親権喪失を認めた事例(長崎家裁佐世保支部平成12.2.23審判)」民商法雑誌 124(6)
	MegHickling 他	「カナダ—幼児期から性教育を」週刊金曜日 9(21)
	餅原尚子 他	「事例研究 性的虐待(レイプ、セクハラ・ストーカー)によりPTSD症状を呈した2症例のロールシャッハ反応」ロールシャッハ法研究 5
	小笠原美江	「性的虐待とサイコドラマ」心理劇 6(1)
	斎藤学	「[日本子どもの虐待防止研究会]第6回学術集会:教育講座 近親姦虐待被害者における遅延記憶と脳画像に関する予備的研究」子どもの虐待とネグレクト 3(2)
	内田一成(訳)	「性的虐待児童の心的外傷後ストレス障害に対する認知行動療法」愛知学院大学 人間文化 16
	奥山眞紀子	「性的虐待への対応」小児の精神と神経 41(5)
	村本邦子	「サバイバー 虐待サバイバーの回復」女性ライフサイクル研究 11
桜谷真理子 他	「分科会報告 性的被害虐待児の軌跡と援助」子どもの虐待とネグレクト 3(1)	



2002年	<p>安斉順子 「父からの性的虐待を受けた女性への心理面接」 心理臨床学研究 20(3)</p> <p>安宅左知子 「性暴力から子どもを救え」 潮 517</p> <p>荷見よう子 「性的虐待サバイバーを含む対象への産科医療」 周産期医学 32(10)</p> <p>堀川百合子 他 「性的虐待を受けた患者にどう対応するか(1)まずは日本における実態を把握しましょう」 精神看護 5(6)</p> <p>細沢仁 「外傷のワークスルーと新規時き直し—重篤な性的、身体的虐待の既往を持つ解離性同一性障害患者の終結例を通して」 精神分析研究 46(3)</p> <p>池本寿美子 「児童の性的虐待と刑事法」 判例タイムズ 53(9)</p> <p>石川義之 「インセスト的虐待の加害者たち(2)」 大阪樟蔭女子大学人間学部 人間科学研究紀要 1</p> <p>岡田光世 「性的虐待告発に揺れる米カトリック教会」 世界週報 83(26)</p> <p>奥山眞紀子 「家族外性的虐待を受けた低年齢児の症状とその経過」 小児の精神と神経 42(4)</p> <p>佐野信也 他 「性的虐待と再犠牲化」 アディクションと家族 19(1)</p> <p>山下達久 「想起された外傷記憶と外傷性転移のwork through—性的虐待の成人サバイバーに対する精神的アプローチについて」 精神分析研究 46(1)</p> <p>斎藤学 「研修講演 児童期性的虐待とPTSD—極めて深刻な近親姦虐待被害者の記憶・症状・治療効果」 子どもの虐待とネグレクト 4(1)</p>
2003年	<p>箱崎幸恵 「ルポ・50%以上が被害経験あり、という現実 性虐待を『沈黙の犯罪』にしないために」 婦人公論 88(22)</p> <p>萩原總一郎 他 「平成14年度 児童環境づくり等総合調査研究事業報告書 性的虐待事例への環境方法に関する研究」子ども未来財団</p> <p>堀川百合子 他 「性的虐待を受けた患者にどう対応するか(2)治療者側に生じる疑問・葛藤をどうするか」 精神看護 6(1)</p> <p>堀川百合子 他 「性的虐待を受けた患者にどう対応するか(3)回復過程にあらわれる3つの段階」 精神看護 6(2)</p> <p>石川義之 「性的被害とトラウマ—関西コミュニティ調査の統計分析」 大阪樟蔭女子大学 人間科学研究紀要 2</p> <p>菊池清美 他 「性的虐待を受けた患者にどう対応するか(4)性的虐待を超えて」 精神看護 6(3)</p> <p>餅原尚子 「ノエマ・ノエシスの視点からみたPTSDのロールシャッハ反応(2)性虐待、セクハラ・ストーカー被害の事例を通して」 鹿児島純心女子大学国際人間学部 国際言語文化研究 9</p> <p>中村俊規 他 「今考える、PTSD/DIDの脳機能、性虐待、そしてトラウマティック・メモリー—無言の防衛と症状化、さらに精神病発病へ」 アディクションと家族 19(4)</p> <p>奥山眞紀子 「近親姦虐待と成人期精神障害」 子どもの虐待とネグレクト 5(2)</p> <p>斎藤学 他 「近親姦虐待と成人期精神障害」 子どもの虐待とネグレクト 5(2)</p> <p>高田宣子 「沈黙させられた子供たちへ—Janice Mirikitaniの作品における近親相姦と虐待のテーマについて」 日本大学法学部 桜文論叢 57</p> <p>玉井邦夫 「虐待という名の親子関係(11)性的虐待のとらえ方と対応」 へるす出版生活教育 47(2)</p> <p>吉田タカコ 他 「対談：家族神話が消えていくDV目撃、親の暴力、性的虐待…子どもたちの心の傷は癒せるか—吉田タカコ(ノンフィクションライター)×吉廣紀代子(ノンフィクションライター)」 婦人公論 88(10)</p> <p>津崎哲郎 「親権の制限・回復、立ち入り調査、性的虐待裁判をめぐる」 子どもの虐待とネグレクト 5(2)</p> <p>坪井節子 「児童買春と児童ポルノー日本の現状」 子どもの虐待とネグレクト 5(2)</p>
2004年	<p>Cooney, Jake 「ただ忘れたかった性的虐待の記憶—子供時代の忌まわしい体験を恥じるのはやめた」 Newsweek 19(27)</p> <p>林弘正 「裁判実務における性的虐待事例についての一考察」 島根大学法学部 48(2)</p> <p>越智啓太 「性的行動を指標とした性的虐待被害児童の識別—CSBIの概要とその展望」 精神科診断学 15(1)</p> <p>萩原總一郎 他 「平成15年度 児童環境づくり等総合調査研究事業報告書 性的虐待事例への援助方法に関する研究」</p> <p>性的虐待事例への援助方法に関する研究班 「CACにおけるインテークと法的インタビューハンドブック(抄)」</p> <p>神奈川県中央児童相談所 「神奈川県児童相談所における性的虐待調査報告書 平成16年3月」</p> <p>鈴木博人 「家事裁判例紹介 児童福祉施設収容承認(継父の性的虐待と放置した母)(千葉家裁市川出張所平成14.12.6審判)」 民商法雑誌 129(4・5)</p> <p>奥山眞紀子 「性的虐待へのケアと治療」 そだちの科学 2</p> <p>白川美也子 「性虐待を受けた子どもの理解とケア—家庭外性虐待を中心に」 そだちの科学 2</p> <p>奥山眞紀子 「わが国の性的虐待の実態と対応」 教育と医学 52(10)</p> <p><b>「&lt;特集1&gt;性的虐待」子どもの虐待とネグレクト 6(2)</b></p> <p>桐野由美子 「国際シンポジウム『性的虐待:京都からの挑戦』を企画して」</p> <p>LevittCarolyn 「講演:子ども代弁センター(CAC):地域の子どもの性的虐待対応—その歴史・理念・成果・調査面接等のプログラム構成要素」</p> <p>岡本正子 他 「実態調査からみる児童期性的虐待の現状と課題」</p> <p>奥山眞紀子 「日本における性的虐待への対応の現状と課題」</p>

2005年	<p>廣井正彦 「児童性的虐待(Childhood sexual abuse)」産科と婦人科 72(3)</p> <p>長坂正文 「思春期の問題行動に相談係としてかわる(第3回)虐待(特に性的虐待)」月刊学校教育相談 19(7)</p> <p>奥山眞紀子 「思春期の性被害・性加害」小児科診療 68(6)</p> <p>山谷えり子 他 「児童を虐待する性教育—お父さん！小学生にセックスを教える学校を許すな」Voice 333</p> <p>齊藤久子 他 「特殊な子ども虐待(性的虐待、医療ネグレクト、SBS)」治療 87(12)</p> <p>杉山登志郎 「教育講演 子ども虐待への包括的治療:3つの側面からのケアとサポート」児童青年精神医学とその近接領域 46(3)</p> <p>奥山眞紀子 「研修講演より 子どもへの性的虐待について」子どもの虹情報研修センター紀要(3)</p> <p><b>「&lt;特集1&gt;子どもの性虐待被害開示」子どもの虐待とネグレクト 7(3)</b></p> <p>奥山 眞紀子 「性的虐待疑いへのインタビュー法」</p> <p>Goodman-Brown 他 「子どもはなぜ話すのか?—性的虐待開示についてのモデル」</p> <p>Alexander Kristen 他 「トラウマ的影響は児童期の性的虐待に関する長期記憶の正確さを予測する要因である」</p>
2006年	<p>橋本牧子 「新法における改善指導について(その3)性犯罪再犯防止プログラムの内容」刑政 117(3)</p> <p>石川瞭子 「子どもの性虐待の防止の可能性」医学のあゆみ 217(10)</p> <p>倉戸由紀子 「性的虐待経験から自己を取り戻す過程」現代のエスプリ 467</p> <p>松本克美 「民事判例研究(854)児童の性的虐待に対する損害賠償請求権の消滅時効の起算点(福岡高裁平成17.2.17判決)」法律時報 78(9)</p> <p>沼田真一 他 「児童・思春期の性的虐待が成人期の心理に及ぼす影響について—当院[さいとうクリニック]で実施したMMPIプロフィールから」アディクションと家族 23(2)</p> <p>越智啓太 他 「心理学的手法を用いた性的虐待被害児童の識別」東京家政大学研究紀要 46(1)</p> <p>奥山眞紀子 「性的虐待がもたらす心理的影響」児童養護 37(3)</p> <p>梅野正信 「裁判の中の“性と生”事例ファイル(1)性的虐待(2002.12.6 千葉家庭裁判所決定)」Sexuality 27</p> <p>梅野正信 「裁判の中の“性と生”事例ファイル(2)性的虐待(2)」Sexuality 28</p> <p>平岡篤武 「加害的性逸脱行動を行った男児(被虐者)にEMDRを導入した心理ケア」子どもの虐待とネグレクト 8(1)</p> <p>藤岡淳子 他 「非行少女の性虐待体験と支援方法について—施設での実態調査から」子どもの虐待とネグレクト 8(3)</p> <p>藤本哲也 「アメリカにおける性犯罪者対策」犯罪と非行 2006.9</p> <p>日本子ども虐待防止学会(JaSPCAN)</p> <p>「児童相談所における性的虐待事例への対応課題調査」</p> <p>矢野恵美 「スウェーデンにおける性犯罪対策—性犯罪規定・性犯罪者対策・被害者対策の観点から」犯罪と非行(149)</p>
2007年	<p>藤澤陽子 他 「性的虐待を受けた子どもの性化行動に関する研究—Child Sexual Behavior Inventory(CSBI)を用いた評価の試み」明治安田こころの健康財団 研究助成論文集 42</p> <p>平岩幹男 「子どもたちの性はいま」小児科臨床 60(1)</p> <p>菱川愛 「児童虐待における司法面接とは何か？」トラウマティックストレス 5(1)</p> <p>神奈川県中央児童相談所</p> <p>「神奈川県児童相談所における性的虐待調査報告書 平成19年3月 第2回」</p> <p>亀岡智美 「性的虐待:思春期問題行動と虐待」最新精神医学 12(2)</p> <p>北山秋雄 「性的虐待への理解と対応をもとめて」小児保健研究 66(2)</p> <p>甲村弘子 「性被害の実態とその対処」小児科臨床 60(1)</p> <p>小西聖子 「PTSDの心理治療—その研究と実践から」女性の安全と健康のための支援教育センター通信(15)</p> <p>森田ゆり 「子どもの性的虐待から目をそむけない—あなたにできる大切なこと」ヒューマンライツ 235</p> <p>守山正 「イギリス性犯罪対策の概要」犯罪と非行(149)</p> <p>大藤恵子 「子どもに対する性的虐待」Sexuality 29</p> <p>大藤恵子 「性的虐待者の治療プログラム(1)」Sexuality 31</p> <p>大藤恵子 「性的虐待者の治療プログラム(2)」Sexuality 32</p> <p>杉山登志郎 他 「性的虐待の治療に関する研究(その1)男性の性的虐待の臨床的特徴に関する研究」小児の精神と神経 47(4)</p> <p>砂川恵正 「児童虐待相談の現場から」沖縄女性研究者の会研究論集 5</p> <p>高瀬泉 他 「性虐待被害者からの証拠採取法—米国カリフォルニア州での研修報告」日本医師会雑誌 136(3)</p> <p>梅野正信 「裁判の中の“性と生”(事件ファイル5)近親者から受けた性的虐待とPTSDの発症」Sexuality 32</p> <p>白川美也子 「性的虐待の初期対応」小児科臨床 60(4)</p> <p>山田不二子 「性的虐待の診察方法」小児科臨床 60(4)</p> <p>鎧塚理恵 「小学校(低学年)『いやだ』とっていいんだよ—子どもたちを性的被害から守るために」Sexuality 30(増刊)</p>

表2 性的虐待に関する和書（戦後から2007年まで）

出版年	著者・編者	書籍名	出版社
1980年	現代の眼編集部/編	『引き裂かれた性』	現代評論社
1984年	南博	『家庭内性愛』	朝日出版社
1985年	滝野功	「禁じられた性—日本人の近親相姦・近親相愛—」 (馬場謙一, 福島章, 山中康裕 編 『日本人の深層分析3・エロスの深層』)	有斐閣
1991年	池田由子	『汝、わが子を犯すなかれ 日本の近親姦と性的虐待』	弘文堂
1992年	森田ゆり	『沈黙をやぶって 子ども時代に性暴力を受けた女性たちの証言』	築地書館
1993年	内田春菊	『ファザーファッカー』	文藝春秋
1994年	穂積純	『甦える魂 性暴力の後遺症を生きぬいて』	高文研
	北山秋雄	『子どもの性的虐待 その理解と対応を求めて』	大修館書店
	山口遼子	『セクシャルアビュース 家族という他人 —広がる性的虐待の実録レポート 性的虐待の衝撃的真相』	サンドケー出版局
1995年	浅井春夫	『子ども虐待と性教育』	大修館書店
1997年	子ども性虐待防止市民ネットワーク	『子ども性虐待防止白書 ウィメンズブックス・ブックレット 子どもポルノ・子ども買春・家庭での性虐待・スクール』	松香堂
	大久保真紀	『買われる子どもたち 無垢の叫び』	明石書店
1999年	穂積純	『解き放たれる魂 性虐待の後遺症を生きぬいて』	高文研
	中嶋一成, 宮城由江	『心への侵入 性的虐待と性暴力の告発から』	本の時遊社
	齋藤学	『封印された叫び』	講談社
2000年	落合恵子	『小さな手、折れた翼 子どもへの性的搾取・虐待をなくすために』	国土社
2001年	子どもの虐待防止センター	『ある性的虐待の記録—障害児への虐待を考える』	子どもの虐待防止センター
	益本佳枝	「性的虐待の臨床—精神科クリニックでの治療と援助の実際」, 本間博彰他(編)『思春期青年期ケース研究8 虐待と思春期』	岩崎学術出版社
	三宅芳宏	「性的虐待を疑われた多問題家族に対する心理的援助法の模索」: 岡田隆介(編)『児童虐待と児童相談所—介入的ケースワークと心のケア』	金剛出版
	田上時子, エクバットジャパン関西/編	『知っていますか?子どもの性的虐待一問一答』	解放出版社
	玉井邦夫	『“子どもの虐待”を考える』	講談社
	棚瀬一代	『虐待と離婚の心的外傷』	朱鷺書房
吉田タカコ	『子どもと性被害』	集英社	
2002年	森田ゆり	『癒しのエンパワメント 性虐待からの回復ガイド』	築地書館
	岡田信子	『心の傷を抱きしめて 性的虐待、ドメスティック・バイオレンスは乗り越えられる』	主婦の友社
2003年	桐野由美子	「5 性的虐待への対応—他職種チームと法的インタビュー」: 鎌田穰 監修『心理・福祉のファミリーサポート』	金子書房
	内山絢子	「児童虐待の現状」, 中谷 瑾子 他(編)『児童虐待と現代の家族』	信山社
2004年	グループ・ウィズネス	『性虐待を生きる力に変えて①—親と教師のためのガイド—子どもの性的行動・きょうだい間の性虐待』	明石書店
	グループ・ウィズネス	『性虐待を生きる力に変えて②—小さな女の子・男の子のためのガイド』	明石書店
	グループ・ウィズネス	『性虐待を生きる力に変えて③—10代の少女のためのガイド』	明石書店
	グループ・ウィズネス	『性虐待を生きる力に変えて⑤—子どものころに性虐待を受けた人のパートナーのためのガイド』	明石書店
	橋本和明	『虐待と非行臨床』	創元社
	石川義之	『親族による性的虐待 近親姦の実態と病理』	ミネルヴァ書房
	森田ゆり	『新・子どもの虐待: 生きる力が侵されるとき—』	岩波書店
豊田正義	『家庭という病巣』	新潮社	
2005年	グループ・ウィズネス	『性虐待を生きる力に変えて④—子どものころに性虐待を受けた女性のためのガイド』	明石書店
	グループ・ウィズネス	『性虐待を生きる力に変えて⑥—性暴力を生き抜いた少年と男性の癒しのガイド』	明石書店
	平井正三	「外国における遊戯療法 性的虐待を受けた少女との心理療法の一事例」: 『京大心理臨床シリーズ3 遊戯療法と子どもの今』	創元社
	石川瞭子	『子どもの性虐待—スクールカウンセラーと教師のための手引き』	誠信書房
	岩下雅充	「2章『援助交際』・『出会い系サイト』と法規制. 錯綜した法にどう対応するか」: 坂田仰編著『法律・判例で考える生徒指導—いじめ, 体罰から出会い系サイト, 児童虐待まで』	学事出版
	川平那木	『性虐待の父に育てられた少女(わたし) 蘇生への道』	解放出版社
	性的虐待事例への援助方法に関する研究会 他	『児童相談所職員のための性的虐待相談ガイドライン』	性的虐待事例への援助方法に関する研究会

2006年	藤岡淳子	『性暴力の理解と治療教育』	誠信書房
	石川彩夢	『サバイバー 愛されている幸せを知るまで』	文芸社
	美馬達也	「要塞と緋文字—メーガン法をめぐって」、上野加代子(編著)『児童虐待のポリティクス:「こころ」の問題から「社会」の問題へ』	明石書店
	森田喜治	『児童養護施設と被虐待児—施設内心理療法家からの提言』	創元社
	中島早苗, 野川未央 嶋崎政男, すみもとななみ	『フィリピンの少女ピア—性虐待をのりこえた軌跡』 『「いや!」というよ!—性ぼうりよく・ぎやくたいにあわない』	大月書店 あかね書房
2007年	紀藤正樹, 山口貴士	『カルト宗教 性的虐待と児童虐待はなぜ起きるのか』	アスコム
	松井茂記	『性犯罪者から子どもを守る—メーガン法の可能性』	中央公論新社
	大川浩明, 保坂亨	「性的虐待と『バックラッシュ』問題を考える」, 保坂亨(編著)『日本の子ども虐待』	福村出版

表3 性的虐待に関する訳書（戦後から2007年まで）

出版年	著者・編者・訳者	書籍名	出版社
1990年	ジェニー・ハートロツ/著 田上 時子/訳	『「わたしのからだよ!」教則本 子どもを性的虐待から守るための入門書 不快なふれあいには、「いや」と言うことから』	ビデオ・ドック
1991年	エレン・パス, ルイーズ・ソートン/編 森田 ゆり/訳	『誰にも言えなかった 一子ども時代に性暴力を受けた女性たちの体験記』	築地書館
	J.エニュー/著 戒能 民江〔他〕/訳	『狙われる子どもの性 子ども買春・ポルノ・性的虐待』	啓文社
1992年	ハトリア・キーホー/作 キャロル・ディーチ/絵 田上 時子/訳	『ライオンさんにはなそう いやなことがあったけど、はなすのがこわいの 性的虐待を受けた子どものために』	ビデオ・ドック
	バルバラ・カーフェマン, イングリッド・ローシュテーター/著 中野 京子, 五十嵐 落子/訳	『強姦する父 娘への性的虐待』	未来社
1994年	リンダ・ジنگロ/著 田上 時子/訳	『あなたが悪いのではない 子ども時代に性的虐待を受けた女性たちをカウンセリングする』	パンドラ
1995年	トニ・A.H.マクナロン, ヤーロー・モーガン/著	『記憶の底から 家庭内性暴力を語る女性たち』	青弓社
1997年	マリー・フランス・ボツ/著 堀田 一陽/訳	『子どものねだん バンコク児童売買地獄の四年間』	社会評論社
	クリア・パーク・トラッカー/著 北山 秋雄/訳	『子どもの性的虐待サバイバー 癒しのためのカウンセリング技法』	現代書館
1999年	ジェリル・L.カーフ, トレイシー・L.パトラー/著 坂井聖二, 西沢哲/訳	『虐待を受けた子どもの治療戦略 被害者からサバイバーへ』	明石書店
	リンダ・ウオルグート・ジラード/著 北沢 杏子/訳	『わたしのからだはわたしのもの 性暴力被害をはねかえす絵本4』	アーニー出版
	リンダ・ウオルグート・ジラード/著 北沢 杏子/訳	『知らない人にはついていけない 性暴力被害をはねかえす絵本2』	アーニー出版
	リンダ・ウオルグート・ジラード/著 北沢 杏子/訳	『いや! というのはどんなとき? 性暴力被害をはねかえす絵本1』	アーニー出版
	ジュディス・L.ハーマン/著 中井久夫/訳	『心的外傷と回復』	みすず書房
	ローレンス・ライト/著 稲生 平太郎〔他〕/訳	『悪魔を思い出す娘たち よみがえる性的虐待の「記憶」』	柏書房
2000年	ガンザレイン R.C., ビュークリ B.J./著 白波瀬 丈一郎/訳	『近親姦に別れを—精神分析的集団精神療法の現場から』	岩崎学術出版社
	ジュディス・L.ハーマン/著 斎藤 学/訳	『父・娘 近親姦—「家族」の闇を照らす』	誠信書房
	E.F.ロフタス, K.ケッチャム/著 仲 眞紀子/訳	『抑圧された記憶の神話—偽りの性的虐待の記憶をめぐる』	誠信書房
2001年	ステイシー・ヘレンズ/著 伊藤 友里/訳	『性的虐待を受けた人のポジティブ・セックス・ガイド』	明石書店
	デイヴィッド・ジョーンズ/著 作田 明, 一前 春子/訳	『児童性的虐待』	世論時報社
	ロジャー・J. R. レヴェスク/著 萩原 重夫/訳	『子どもの性的虐待と国際人権』	明石書店
	ポリエ・スヴェツソン/著 子どもの虐待防止ネットワーク・あいち/訳	『CAPNAブックレット No.2 101人の少年たち—性的虐待の研究』	子どもの虐待防止ネットワーク・あいち
2003年	リンダ・ハリディ=サムナー/著 箱崎 幸恵/訳	『リンダの祈り 性虐待というトラウマからあなたを救うために』	集英社
	ヴァージニア・フリードマン, マルシア・モーガン, ライン・アンダーソン=インマン/著 西澤 哲/訳	『性的虐待を受けた子どもから話を聞くには アナトミカル・ドールを使った面接法』	トル出版部
	ウエンディ・ボグ 他/著 藤川 洋子 他/訳	『子どもの面接ガイドブッカー 虐待を聞く技術』	日本評論社
2004年	エドガー・W. パトラー, ジョー=エラン・ヒューブナー=ディミトリウス, ヒロシ・フクライ, リチャード・クルース/著 黒沢 香, 庭山 英雄/訳	『マクマーチン裁判の深層 全米史上最長の子どもの性的虐待事件裁判』	北大路書房
	ローラ・ディヴィス/著 麻島 澄江, 鈴木 隆文/訳	『もし大切な人が子どもの頃に性虐待にあっていたら とともに眠りともに笑う』	青木書店
	クリスティアン・D.イエンセン/著 山下 文/訳	『ぼくの話を書いてほしい 児童性的虐待からの再生』	講談社
	フィル・モロン/著 中村 裕子/訳	『フロイトと作られた記憶』	岩波書店
	ジェーン・A.W.サツロー, パット・A.ブラッドウェイ, ロベルタ・ラッセル/著 三輪 妙子/訳	『男の子を性被害から守る本』	築地書館
2005年	リチャード・B. ガートナー/著 宮地 尚子, 岩崎 直子/訳	『少年への性的虐待 男性被害者の心的外傷と精神分析治療』	作品社
2006年	パメラ・D.シュルツ/著 颯田 あきら/訳	『9人の児童性虐待者』	牧野出版

## 第2部

### 教育心理学分野における教科書分析

## 1. 研究の目的と方法

「児童虐待の防止等に関する法律」(厚生労働省, 2007)では、第4条の「国及び地方公共団体の責務等」の中で、関係機関及び民間団体との連携について論じられている。この関係機関の1つとしては学校(幼稚園を含む)が考えられており、教員・保育者は児童虐待の早期発見や防止のためにも、児童虐待に関する知識を持つ必要がある。また、このことから児童虐待に関する知識は、将来的に教職につく学生は持つべきであると考えられる。しかし、こうした専門家を養成する専門学校・短期大学・4年制大学における児童虐待の知識の教授は十分とはいえない。例えば、保育者を養成する学科の学生(調査数=613)の持つ児童虐待に関する知識を調査した千葉・鑑・渡辺(2004)は、虐待の4類型(身体的虐待・性的虐待・ネグレクト・心理的虐待)やその内容に関する正確な知識を持つ学生は1割に満たないこと、虐待発見の際の通告義務を知っている学生は約8割いる一方で、通告先の機関を知らない学生が約7割いることを示している。この結果は、将来的に教員・保育者となる学生の児童虐待の知識の少なさを示している。さらに、これらの学生の4-5割が教科書から児童虐待の知識を得ていることも示されている。つまり、学生が児童虐待の知識を得る上で、教科書は重要な情報源の1つとなっている。

この学生の児童虐待の情報源となっている教科書に関して、第4報(子どもの虹情報研修センター, 2007)では、1990年以降に公刊された発達心理学の教科書における、児童虐待の記述内容の分析を行った。この発達心理学と並び、教職課程における心理学系の基礎科目として教育心理学がある。教育心理学は、発達心理学以上に教職課程において重要視されている科目であり、多くの教職課程において免許取得のための必修科目とされている。つまり、教育心理学の授業は、教職を目指す学生にとっての心理学的知識の基盤となっていると考えられる。その教育心理学の教科書の分析を行うことは、教職を目指す学生に対して、児童虐待に関する授業をどのように行っていくかを考える材料を得ることとなる。

そこで本研究では、1990年代から現在に至るまでに出版された教育心理学の教科書120冊の分析を行った。1990年代以降の教科書を用いた理由は、第3報(子どもの虹情報研修センター, 2006)の第2章において1990年代に出版された児童虐待に関連する書籍の概観を行った結果から、1990年代以降に虐待を取り巻く状況が大きく変化したこと、また、第4報(子どもの虹情報研修センター, 2007)の第5章において発達心理学教科書の分析を行った結果から、児童虐待の記述が90年代以降に出現することが示されていたためである。

## 2. 教育心理学教科書の量的分析

第4報(子どもの虹情報研修センター, 2007)における発達心理学教科書の分析と同様、キーワード・記述箇所・記述内容の時代に伴う変化をみるために、我が国が「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」を批准した1994年、「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」が制定された2000年を区切りとし、3つの年代(1990-1994年、1995-2000年、2001年以降)に分割して分析を行った。各年代の教科書数は、1990-1994年で28冊、1995-2000年で48冊、2001年以降で44冊となっ

た(注1)。

### (1) 児童虐待の記述の有無

年代別の児童虐待に関する記述の有無を表1に示す。児童虐待に関する記述は120冊中38冊(31.7%)で見られた。これは、児童虐待の記述のあった発達心理学教科書の割合(44.3%)よりも少なかった。年代別に割合の変化を見ると、1990-1994年、1995-2000年のいずれにおいても2割前後しかなかったが、2001年以降では5割の教科書で記述がなされていた。発達心理学教科書に比べて、1990-2000年での児童虐待の記述のある教育心理学教科書の割合はかなり少ないが、2001年以降は同程度の割合となっている。教育心理学の中でも、2001年以降に児童虐待が注目されるようになってきたことがわかる。

### (2) キーワードの分析

対象の教科書の索引から抽出された児童虐待に関するキーワードを表2に示す。本研究では、第4報(子どもの虹情報研修センター, 2007)における発達心理学の教科書での分析と同様に、これらのキーワードを6つのカテゴリーに分類した。その6つのカテゴリーは、子どもの虐待を直接的に示すキーワードを含む「虐待」カテゴリー、身体的虐待などの虐待の種類を示すキーワードを含む「虐待の種類」カテゴリー、虐待を扱う法律・制度・機関等に関するキーワードを含む「法制・機関」カテゴリー、世代間連鎖に関するキーワードを含む「世代間連鎖」カテゴリー、虐待を受けた子ども・経験やbattered child syndromeに関するキーワードを含む「被虐待による診断名」カテゴリー、高齢者虐待などの子ども以外の虐待や前述のカテゴリーに含まれないキーワードを含む「その他」カテゴリーである。

まず各教科書における児童虐待に関するキーワードの有無を検討した(表3)。児童虐待に関するキーワードは、120冊中25冊(20.8%)で見られた。年代別に見ると、キーワードの出現率は1990-1994年では1割未満、1995-2000年では1.5割程度であるのに対し、2001年以降では3割以上であった。全体的に、発達心理学教科書に比べて、多くの教育心理学教科書の索引には児童虐待に関するキーワードが含まれていないものの、児童虐待防止法制定後の2001年以降では徐々に増加しているようである。

次にキーワードの内容に関して、年代別の各カテゴリーの頻度と割合を表4に示す。「虐待」に分類されるキーワードは、1995-2000年では1割強であったのに対し、2001年以降では3割弱見られた。また、「虐待の種類」に分類されるキーワードは1990-2000年までは全く使用されていなかったが、2001年以降では1割強に増加した。「世代間連鎖」、「被虐待による診断名」はどの年代でもほとんど使用されておらず、全体でも発達心理学教科書でのキーワードの出現率(それぞれ9.4%、8.5%)より低かった。

### (3) 記述箇所の分析

教育心理学教科書の中で、児童虐待がどのような位置付けで論じられているかを検討した。まず本



研究では、児童虐待が記述されている章・節を5つのカテゴリーに分類した(表5)。年代別の各カテゴリーの頻度と割合を表6に示す。児童虐待は「親子・家族関係」や「指導・臨床」に関する章・節で論じられることが多く、年代別にも同様の傾向が見られた。「親子・家族関係」の章において児童虐待が論じられることが多い傾向は発達心理学教科書と同様であるが、「指導・臨床」という章で児童虐待が論じられるというのは、教育心理学教科書ならではといえる。これらの章では、児童・生徒を理解するための生育歴の一部として児童虐待に触れられていたり、児童虐待が明らかとなった場合の福祉的援助(例:福祉事務所・児童相談所等との連携)について論じられることが多かった。

また、2001年以降に児童虐待を明示した章・節(「虐待」カテゴリー)において児童虐待が論じられることが多くなっている。このことから、近年において児童虐待が大きなトピックの1つとなってきたことがうかがえる。さらに、児童虐待は「発達」に関する章・節の中で論じられることもあった。

#### (4) 記述内容の分析

児童虐待の記述の内容に関して分析を行った。まず本研究では、児童虐待の記述を大きく7つのカテゴリーに分類した(表7)。7つのカテゴリーは、身体的虐待などの児童虐待の定義(内容)に関する記述を含む「虐待の定義」、児童虐待報告数などの記述を含む「虐待の現状」、児童虐待の発見や予防、その後の支援などの記述を含む「虐待への対応」、児童虐待に関する法制や機関などの記述を含む「虐待に関する法制・機関」、児童虐待の原因に関する記述を含む「虐待の発生因」、虐待が子どもの発達に及ぼす影響に関する記述を含む「発達に及ぼす影響」、事例や上記のカテゴリーに含まれない記述(例:高齢者虐待)を含む「その他」である。

年代別の各カテゴリーの頻度と割合を表8、「虐待への対応」「虐待の発生因」「子どもの発達に及ぼす影響」それぞれの下位カテゴリーの頻度と割合を表9に示す。全体的に、発達心理学教科書に比べ、教育心理学教科書の中で児童虐待が記述される割合は少ないものの、「発達に及ぼす影響」「虐待の発生因」といった内容が多く、「虐待に関する法制・機関」といった内容が少ないという傾向は、発達心理学教科書と同様であった。

次にカテゴリー別に年代による推移を検討した。「虐待の定義」「虐待の現状」「虐待に関する法制・機関」は2001年以降に増加しており、虐待の定義が明文化された児童虐待防止法(2000年施行)の影響がうかがえる。

また、「虐待への対応」を詳しく見ると(表9)、児童虐待をどのように発見するかに関連した記述と、虐待の予防・支援に関連した記述はどの年代でも同程度見られた。しかし、発達心理学教科書に比べ、いずれの内容も記述される割合が低く、特に“予防・支援やその後の回復過程”で顕著に低くなっている。「児童虐待の防止等に関する法律」(厚生労働省, 2007)の第五条では「学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。」とされており、教員にとっても、どのように児童虐

待を発見するかは重要な課題である。そう考えると、児童虐待の発見に関わる内容を教育心理学の授業でより一層教授していくことが必要といえる。また、“予防・支援やその後の回復過程”は、近年、徐々に注目されている事柄である。これは臨床心理学や発達心理学の要素が強いものの、子どもと接する教員にとって無縁な事柄ではない。教育心理学の中であっても、この事柄に言及することが必要となってくるであろう。

さらに、「虐待に関する法制・機関」は近年記述が増加しているものの、全体では1割に満たない程度であり、発達心理学教科書（10.4%）に比べても記述される割合は低い。このような法制・機関に対する記述の少なさが、児童虐待の通告先の機関を知らない学生の増加につながっている可能性がある。「虐待への対応」に関わる内容とともに、児童虐待に関する法制・機関についての内容を教授していく必要があるだろう。

「虐待の発生因」の内訳（表8）では、全体的に“養育者側の要因”についての記述が多く、“子ども側の要因”についての記述は少なかった。年代別では、“養育者側の要因”の記述は1990年から見られるのに対し、“子ども側の要因”、“家庭環境要因”は1995-2000年で初めて記述されるようになっている。その中でも、“家庭環境要因”は2001年以降に増加していた。教育心理学教科書の中では、児童虐待はあくまで養育者側の問題として記述されることが多いようであるが、2001年以降では、少しずつ児童虐待が親と子どもの相互作用の中で生じる問題として、あるいは、家族全体の問題として記述されるようになってきているようである。

続いて、“養育者側の要因”、“子ども側の要因”、“家庭環境要因”それぞれの下位分類を検討する。まず“養育者側の要因”の中では、2001年以降で“養育者の特徴”、“育児ストレス”、“被養育経験”それぞれが同程度の割合（15.9~18.2%）で記述されていた。しかし、発達心理学教科書において“育児ストレス”や“被養育経験”が記述されている割合（それぞれ18.2%、22.7%）に比べると、その割合は低かった。様々な研究で、母親の育児ストレスを減らすためのソーシャルサポートの重要性が確認されている（e.g., Crockenberg, 1981）。教員は重要なソーシャルサポート源となる可能性を持っていることを考えると、学生に児童虐待と育児ストレス・不安の関連を教授していく必要があるだろう。また、そのソーシャルサポートを行っていく上で、“養育者の特徴”や“被養育経験”といった養育者の様々な側面を理解させていくことも重要であろう。

次に“子ども側の要因”での“子どもの特徴”、“未熟児・長期分離”、“家庭環境要因”での“血縁者間での問題”、“経済状況・他者との関わり”が記述されている割合はそれぞれ5%前後であり、いずれも発達心理学教科書において記述されている割合の半分程度であった。また、いずれの内容も1990-1994年では記述がなく、1995-2000年でも2.1%の記述に留まっていた。

「発達に及ぼす影響」の内訳（表9）では、“情動・人格”、“身体・運動”、“社会的能力”、“認知能力”の順で記述が多かった。年代別に見ると、“身体・運動”、“認知能力”の記述は1990年から一貫して見られるが、“社会的能力”と“情動・人格”の記述は1995年以降に見られるようになり、2001年以降に急増している。第4報（子どもの虹情報研修センター，2007）の第3章では、2000年以後の雑誌の特集記事が「心のケア」に焦点を当てたものが多く見られているようになってきたことを指摘して

いる。このことから分かるように、児童虐待の心理的な影響が徐々に注目されている。“社会的能力”や“情動・人格”の記述の増加は、そのような背景が反映されているのかもしれない。また、発達心理学教科書で見られた“脳神経科学”についての記述は、教育心理学教科書ではまったく見られなかった。脳や遺伝に関する研究は近年注目されている分野であり、そのような最新の知見を教授していくことも重要であろう。

最後に、“養育者側の要因”の被養育経験に分類されている児童虐待の世代間連鎖が、どのように記述されているかについて検討した(表10)。世代間連鎖と関連するような内容は120冊中7冊(5.9%)に記述されていた。その記述内容としては、虐待の連鎖があることのみを記述しているものが7冊中5冊(4.2%)、虐待の連鎖だけでなくその連鎖が途切れる可能性などについて記述しているものが7冊中2冊(1.7%)であった。また年代別に見ると、1990-1994年の教科書では連鎖自体の記述が全くなく、1995-2000年の教科書では2冊が虐待の連鎖があることのみを記述しており、2001年以降の教科書では3冊が虐待の連鎖があることのみを、2冊が虐待の連鎖の途切れる可能性についても記述していた。近年の教科書では、虐待の連鎖のみでなく、その連鎖が途切れる可能性について論じられているものの、全体としてはまだ少数である。虐待の連鎖のみを伝えることは、被虐待経験者への偏見や、被虐待経験のある人の育児への不安を高めることにもなることを考えると、虐待の連鎖が途切れる可能性についてきちんと述べる必要があるだろう。

### 3. 教育心理学教科書の質的分析

児童虐待の記述があった教育心理学教科書のうち、「その他」カテゴリーの記述しかなかった7冊を除いた、31冊の教科書毎の記述内容カテゴリーの有無を表11に示す。調査の対象とした全教科書中、虐待の専門家が最低限知っておく必要のある「虐待の定義」、「虐待に関する法制・機関」、「虐待への対応」に関して、これら3つの要素がすべて記述されている教科書は以下の7冊(5.8%)だった：「新時代の保育双書4 新・教育心理学」(2000年出版、(株)みらい)、「教育心理学 保育者を目指す人へ」(2004年出版、樹村房)、「改訂版 保育のための教育心理学」(2006年出版、ブレーン出版)、「新時代の保育双書 保育に生かす教育心理学」(2008年出版、(株)みらい)、「心理・福祉臨床の実践① 子どもと青年の心の援助」(2000年出版、ミネルヴァ書房)、「ヒューマンサービスに関わる人のための教育心理学」(2003年出版、文化書房博文社)、「よくわかる教育心理学」(2008年出版、ミネルヴァ書房)。前者の4冊は保育者向け、後者の3冊は教職・福祉職向けの教科書であった。また、この7冊はいずれも2000年以降に出版されており、「保育に生かす教育心理学」は「新・教育心理学」の改訂版であった。

このうち、児童虐待につながる養育者側の要因、子ども側の要因、家庭環境要因や、発達に及ぼす影響について特に広く記述のある教科書は、「新時代の保育双書4 新・教育心理学」、「新時代の保育双書 保育に生かす教育心理学」、「ヒューマンサービスに関わる人のための教育心理学」、「よくわかる教育心理学」の4冊であった。

しかし、これらのうち、「ヒューマンサービスに関わる人のための教育心理学」では虐待の連鎖に

関する記述自体がなかった。また、「新時代の保育双書4 新・教育心理学」では虐待の連鎖のみが記述されている一方で、その改訂版である「新時代の保育双書 保育に生かす教育心理学」と「よくわかる教育心理学」では連鎖が止まる可能性を示唆する記述がなされていた。ここでは、「虐待の連鎖」に関する具体的な記述について、この3冊を比較してみる。

「新時代の保育双書4 新・教育心理学」では、「不登校・児童虐待」（伊藤，2000）という章が設けられている。その中では、まず「児童虐待の概念」として、被殴打児症候群（battered child syndrome）や児童虐待のタイプの説明が述べられている。それに続き、「なぜわが子を虐待するのか」に関する7つの要因を挙げ、その1つ目の要因として「①親自身が子ども時代に虐待を受けた経験を持っていること」を指摘している。そして、その要因の記述の後に、「特に一番はじめに述べた要因、すなわち子どもに常習的な暴力を振るう親たちの多くが、自らの乳幼児に虐待を受けた経験をもち、虐待が親から子へと世代を超えて繰り返される（世代間伝達）という認識は重要である」（p.180）と述べている。これは、虐待の連鎖が起こることのみを強調しており、虐待の連鎖が断ち切られるといった可能性を想起させないような内容である。

一方、2008年に改訂された「新時代の保育双書 保育に生かす教育心理学」では、「子どもをめぐる教育的問題」（加藤，2008）の章の中に、「児童虐待」という節が設けられている。この中では、まず「児童虐待の状況」や「児童虐待が子どもにもたらす問題」について述べられている。その後、「児童虐待の発生要因」の1つとして、世代間連鎖に関する以下の記述がなされている：「なぜ児童虐待が起きるのかについては、以前から世代間連鎖、世代間伝達がいわれてきた。つまり、自分自身が虐待された親が、自分の子どもに虐待を働くということである」（pp.174-175）。これに続き、「しかし、世代間連鎖が認められなかったという調査結果が報告されたり、世代間連鎖というメカニズムだけで実際の虐待ケースは説明しきれないという指摘がなされるようになった。」（p.175）という、虐待の連鎖が絶対ではないことについて述べている。そして、「現代では、世代間連鎖を虐待発生の主要因と見るのではなく、虐待する親の心理的要因（認知的側面や社会関係のあり方等）や夫婦・親子関係のあり方、経済的困難さといったいくつかの心理・社会的要因を取り上げ、その複合によって虐待が発生するという見方になっている。」（p.175）とし、様々な児童虐待発生に関わる心理・社会的要因を述べている。これは、「新時代の保育双書4 新・教育心理学」とは対照的な記述であるといえよう。

また、「よくわかる教育心理学」では、「虐待を防ぐ：親へのサポートと早期発見」（松田，2008）という項目の中で、「②虐待の要因」の1つとして「親自身が幼少時に受けた虐待による心的外傷」を挙げ、その後「③虐待を防ぐために」という節でソーシャルサポートなどの重要性を述べている。直接的な記述ではないが、世代間連鎖の可能性や、その連鎖が様々な要因によって防がれうる可能性について記されているといえる。しかし、今後の改訂をする際には、より明確な記述が必要であろう。

#### 4. 全体的考察

本研究では、教育心理学教科書において児童虐待がどのように記述されているかを検討した。全体的に、教育心理学教科書では発達心理学教科書に比べて、児童虐待の記述は少なかった。また、記述

のある教科書であっても、重要な情報がすべて記述されているわけではなかった。保育・教育に携わる専門家養成の授業の際には、こうした教科書の内容を精査した上で、教科書に記述されていない重要な情報を教授していく必要があるだろう。

また、いずれの教科書においても、特に「虐待に関する法制・機関」の記述が全体的に少なかった。この「虐待に関する法制・機関」の記述の少なさの原因は、執筆者側というより、児童虐待に関する法制の目まぐるしい変化にあるかもしれない。たとえば、児童虐待の防止等に関する法律が制定された平成12（2000）年以降、平成16（2004）年と平成19（2007）年に法律の改正が行われている。平成16年改正では“児童虐待の範囲の拡大”、“学校関係者等の責務の明確化”、“児童虐待に係る通告義務の範囲の拡大”等が、平成19年改正では“子どもの安全確認等のための立ち入り調査等の強化”、“保護者に対する面接・通信の制限の強化”等が図られた。このたび重なる改正のために、執筆者は児童虐待に関する法制を明確に記述できないという可能性がある。この点を補うため、授業の際の補助教材の使用が有効であると考えられる。たとえば、文部科学省（2008）は「養護教諭のための児童虐待対応の手引」という養護教諭向けのマニュアルを公開している。このマニュアルでは、児童虐待に関する法律の改正を始め、児童虐待の定義、児童虐待の早期発見・早期対応の方法等が論じられている。また、いくつもの県において、教員・児童相談所職員等向けの児童虐待対応に関するマニュアルが公開されている。たとえば、高知県教育委員会（2008）の「いのちを守り育むために～虐待から子どもを守るための教職員用マニュアル～」では、事例を用いての児童虐待の説明や、児童虐待から子どもを守るための教育に関するワーク等が掲載されている。教科書だけでなく、このような補助教材を用いることにより、児童虐待を取り巻く状況の変化に対応した授業を行っていくことが重要であろう。

## <引用・参考文献>

Crockenberg, S. B. (1981). Infant irritability, mother responsiveness, and social support influences on the security of infant-mother attachment. *Child Development*, 52, pp.857-865.

伊藤健次（2000）。「不登校・児童虐待」今川峰子（編）『新時代の保育双書 4 新・教育心理学』（株）みらい、pp.174-183.

加藤 啓（2008）。「子どもをめぐる教育的問題」伊藤健次（編）『新時代の保育双書 保育に生かす教育心理学』（株）みらい、pp.164-181.

子どもの虹情報研修センター（2006）。「児童虐待の援助法に関する文献研究（第3報：1990年代まで）戦後日本社会の「子どもの危機的状況」という視点からの心理社会的分析」子どもの虹情報研修センター平成17年度研究報告書

子どもの虹情報研修センター（2007）。「児童虐待の援助法に関する文献研究（第4報：2000～2006年まで）戦後日本社会の「子どもの危機的状況」という視点からの心理社会的分析」子どもの虹情報研修センター平成18年度研究報告書

高知県教育委員会（2008）。「いのちを守り育むために～虐待から子どもを守るための教職員用マニュアル～」

厚生労働省（2007）。「児童虐待の防止等に関する法律」

松田信夫（2008）。「虐待を防ぐ：親へのサポートと早期発見」中澤 潤（編）『よくわかる教育心理学』ミネルヴァ書房、pp.120-121.

文部科学省（2008）。「養護教諭のための児童虐待対応の手引」

千葉千恵美・鑑さやか・渡辺俊之（2004）.「保育教育における児童虐待問題の意識づけと課題－保育教育と精神保健との連携－」『子どもの虐待とネグレクト』6, pp.393-400.

\*注1：文献調査は次のような手順で行った。はじめに巻末索引欄の中から虐待に関連するキーワードを抽出した。次に、目次欄・索引欄などから虐待の記述があると考えられた全ての箇所を実際に読み、虐待の記述の有無を判断した。さらに、虐待に関する記述が認められた教科書に関して、その記述箇所（章、節のタイトル）、及び記述内容を記録し、キーワード・記述箇所・記述内容についてのカテゴリーの分類を行った（それぞれ表2、表5、表7）。分類の際には、あるカテゴリーに分類されるキーワード・記述箇所・記述内容があった場合、その頻度に関係なく、あるカテゴリーに関する記述があることとした。カテゴリーの分類は心理学科教員1名、発達心理学を専攻する大学院生1名の計2名により行われた。キーワード・記述箇所に関するカテゴリー分類は2名の話し合いにより行われ、記述内容のカテゴリー分類のみ各自が全項目を独自で判断した（2名の一致率は96.0%）。なお、一致していなかった箇所についてはその後2名の協議の上で決定された。

（中道主人 中道直子 中澤潤）

表1 虐待の記述の有無（括弧内は割合）

	記述の有無		
	記述無し	記述有り	合計
90-94年	23(82.1)	5(17.9)	28(100.0)
95-00年	37(77.1)	11(22.9)	48(100.0)
01年以降	22(50.0)	22(50.0)	44(100.0)
合計	82(68.3)	38(31.7)	120(100.0)

表2 抽出されたキーワード（括弧内は頻度）とそのカテゴリー分類

キーワード	カテゴリー	定義
児童虐待(11)、虐待(7)、子ども虐待(2)、幼児虐待(1)、乳幼児虐待(1)、幼児児童虐待(1)、小児虐待(1)	①虐待(24)	子どもの虐待を直接的に示すキーワード
身体的虐待(4)、性的虐待(4)、ネグレクト(4)、心理的虐待(4)、保護の怠慢・拒否(1)	②虐待の種類(17)	虐待の種類を示すキーワード
児童相談所(6)、虐待通報(1)	③法制・機関(7)	虐待を扱う法律・制度・機関に関するキーワード、または、虐待に向けられた社会的関心
虐待の連鎖(1)	④世代間連鎖(1)	世代間連鎖、または、それに関するキーワード
被虐待児(1)、幼児虐待症候群(1)	⑤被虐待による診断名(2)	虐待を受けた子ども・経験やbattered child syndromに関するキーワード
老人虐待(1)	⑥その他(1)	上記どのカテゴリーにも含まれないもの

表3 虐待のキーワードの有無（括弧内は割合）

	キーワードの有無		
	キーワード無し	キーワード有り	合計
	90-94年	26(92.9)	
95-00年	41(85.4)	7(14.6)	48(100.0)
01年以降	28(63.6)	16(36.4)	44(100.0)
合計	95(79.2)	25(20.8)	120(100.0)

表4 虐待のキーワードカテゴリーの頻度（括弧内は各年代の全書籍中の割合）

	虐待	虐待の種類	法制・機関	世代間連鎖	被虐待による診断名	その他
90-94年(n=28)	1( 3.6)	0( 0.0)	1( 3.6)	0( 0.0)	0( 0.0)	0( 0.0)
95-00年(n=48)	7(14.6)	0( 0.0)	3( 6.3)	0( 0.0)	2( 4.2)	1( 2.1)
01年以降(n=44)	13(29.5)	6(13.6)	2( 4.5)	1( 2.3)	0( 0.0)	0( 0.0)
合計(N=120)	21(17.5)	6( 5.0)	6( 5.0)	1( 0.8)	2( 1.7)	1( 0.8)

表5 記述箇所カテゴリー（括弧内は頻度）とその定義

カテゴリー	定義と分類例
虐待(12)	「虐待」という単語を題目の中に含んでいる章・節(例:「虐待:基本的信頼関係をつくる」、「虐待を防ぐ:親へのサポートと早期発見」、「見え隠れする子どもの虐待」、「児童虐待」、「コラム・虐待を受けた子どもへの支援」、「コラム・虐待」、「コラム・小児虐待」)
親子・家族関係(14)	愛着、親子関係、家族等について論じている章・節(例:「発達と養育」、「対人関係の基礎としての愛着」、「成人期の家族」、「家庭的背景の理解」、「コラム・母性的養育の喪失」、「ハイリスクと親子の分離」、「親子間の愛着形成に及ぼす主要な要因」、「家庭教育上の問題」、「現代の親子関係」、「子どもが育つ環境」、「母子のきずな」、「母子関係」)
発達(7)	発達の規定因・可逆性や、様々な領域(感情、社会性、人格など)での発達を論じている章・節(例:「発達をめぐる論争:環境要因の重要性」、「発達の基礎:発達の連続性-非連続性」、「感情の発達」、「発達する存在-学習者の特性:ヒトは独自でヒトになりうるか」、「人間の発達」、「社会性の発達」、「性格形成の社会的・文化的要因」)
指導・臨床(11)	生徒指導やカウンセリングなど、生徒指導あるいは臨床心理について論じている章・節(例:「子どもの心の病理と精神的健康:ノイローゼ」、「現代社会と心の問題:現代社会における支援の取り組み」、「児童期のカウンセリング」、「学校心理士に求められるもの」、「非行を再定義する」、「コラム・フロイトと精神分析」、「教育相談」、「生徒をどのように指導するか」、「生徒指導:リアクティブな生徒指導」)
その他(4)	上述のカテゴリーにあてはまらない章・節(例:「対人認知の歪曲」、「学校とコミュニティとの連携」、「発達と教育」)

表6 虐待の記述箇所カテゴリーの頻度  
(括弧内は各年代の全書籍中の割合)

	虐待	親子・ 家族関係	発達	指導・臨床	その他
90-94年 (n=28)	0( 0.0)	1( 3.6)	1( 3.6)	2( 7.1)	0( 0.0)
95-00年 (n=48)	3( 6.3)	5(10.4)	2( 4.2)	5(10.4)	1( 2.1)
01年以降 (n=44)	6(13.6)	8(18.2)	4( 9.1)	5(11.4)	3( 6.8)
合計 (N=120)	9( 0.8)	14(11.7)	7( 5.8)	12(10.0)	4( 3.3)



表7 記述内容カテゴリーとその定義

カテゴリー	定義
1. 虐待の定義	身体的虐待・心理的虐待・性的虐待・ネグレクトなど、虐待の定義(内容)に関する記述
2. 虐待の現状	年代による虐待報告数の推移などに関する記述
3. 虐待への対応	虐待をどう発見するか、発見した場合にどう対処するかなどの記述
4. 虐待に関する法制・機関	虐待の予防、発見後の支援やその後の虐待者・被虐待者の回復などの記述(社会的隔離の研究はこれにも入る)
5. 虐待の発生源	児童福祉法・虐待防止法などの法律や、児童相談所などの虐待に関連する機関についての記述
(1) 虐待につながる養育者側の要因	養育者の人格的要因、しつけ感などの価値観、アルコール依存症などの精神障害、子どもの行動に対する認知・応答性に関する記述
(2) 虐待につながる子ども側の要因	育児不安や夫婦間のストレスなどの心理的な問題の記述
(3) 虐待につながる環境要因	養育者の受けてきた養育経験に関する記述(「連鎖」も含む) 泣きやすさなどの子どもの個性・気質や、子どもの持つ障害などに関連する記述 未熟児や、出産後の長期にわたる分離経験に関する記述 望まない出産による子ども、未婚の母、夫婦間の不仲などの血縁者間で生じる問題についての記述 遺伝・心理学の知見や継子についての記述 家庭の経済的状況や他者・地域との関わり方などの環境に関する記述
6. 虐待の子どもの発達に及ぼす影響	身長や体重、歩行能力などへの影響に関する記述 言語や記憶などの認知能力への影響に関する記述 対人能力、反社会性、問題行動、適応などへの影響に関する記述 愛着・人格・情動などへの影響や、精神障害に関する記述 脳への影響や遺伝に関する記述
7. その他	事例の記述、単語のみの記述、あるいは、上記のカテゴリーに含まれない記述(例：老人虐待)

表8 記述内容カテゴリーの頻度（括弧内は各年代の全書籍中の割合）

	虐待の定義		虐待への対応		虐待に関する法制・機関		虐待の発生因		発達に及ぼす影響		その他	
	現状	虐待への対応	虐待への対応	虐待に関する法制・機関	養育者側の要因	子ども側の要因	家庭環境要因	発達に及ぼす影響	発達に及ぼす影響	その他	その他	
90-94年 (n=28)	0 (0.0)	1 (3.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (3.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (3.6)	2 (7.1)			
95-00年 (n=48)	3 (6.3)	1 (2.1)	5 (10.4)	2 (4.2)	5 (10.4)	1 (2.1)	1 (2.1)	8 (16.7)	5 (10.4)			
01年以降 (n=44)	11 (25.0)	10 (22.7)	7 (15.9)	8 (18.2)	11 (25.0)	5 (11.4)	9 (20.5)	11 (25.0)	7 (15.9)			
合計 (N=120)	14 (11.7)	11 (9.2)	13 (10.8)	10 (8.3)	17 (14.2)	6 (5.0)	10 (8.3)	20 (16.7)	14 (11.7)			

表9 「虐待への対応」「養育者側の要因」「子ども側の要因」「家庭環境要因」「発達に及ぼす影響」の下位カテゴリーの頻度

	虐待への対応		養育者側の要因		子ども側の要因		家庭環境要因		発達に及ぼす影響			
	養育者側の要因	子ども側の要因	養育者側の要因	子ども側の要因	養育者側の要因	子ども側の要因	家庭環境要因	身体・運動	認知能力	社会的能力	情緒・人格	脳神経科学
90-94年 (n=26)	0 (0.0)	1 (3.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (3.6)	1 (3.6)	0 (0.0)	0 (0.0)
95-00年 (n=36)	3 (8.3)	4 (11.4)	2 (4.2)	1 (2.1)	1 (2.1)	1 (2.1)	0 (0.0)	1 (2.1)	4 (8.3)	2 (4.2)	1 (2.1)	5 (10.4)
01年以降 (n=44)	5 (11.4)	5 (11.4)	8 (18.2)	7 (15.9)	4 (9.1)	4 (9.1)	2 (4.5)	8 (18.2)	3 (6.8)	1 (2.3)	6 (13.6)	9 (20.5)
合計 (N=106)	8 (6.7)	10 (8.3)	10 (8.3)	13 (10.8)	9 (7.5)	5 (4.2)	2 (1.7)	9 (7.5)	8 (6.7)	4 (3.3)	7 (5.8)	14 (11.7)

括弧内は各年代での全書籍中の割合

表10 世代間連鎖の記述の有無とその内容（括弧内は割合）

	記述		記述あり	
	無し	「連鎖がある」以外の記述あり	「連鎖がある」以外の記述あり	「連鎖がある」以外の記述無し
90-94年 (n=28)	28 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
95-00年 (n=48)	46 (95.8)	0 (0.0)	2 (4.2)	2 (4.2)
01年以降 (n=44)	39 (88.6)	2 (4.5)	3 (6.8)	3 (6.8)
合計 (N=120)	113 (94.2)	2 (1.7)	5 (4.2)	5 (4.2)

# 付録

## 性的虐待に関する文献の紹介

「児童虐待の援助法に関する文献研究－戦後日本社会の「子どもの危機的状況」という  
視点からの心理社会的分析－ 児童虐待に関する文献の紹介」より

著 書	子どもと性被害
著 者	吉田 タカコ（フリーライター）
発行所	集英社（集英社新書）
発行年	2001年

## 目 次

はじめに

第一章・・・語られ出した性被害

第二章・・・封印された犯罪－性的虐待とは何か

第三章・・・性的虐待の加害者とは

第四章・・・心の傷を乗り越えるために－語ることを通じて

第五章・・・サポーターには何が出来るか－サバイバーと共に生きるために

第六章・・・性的虐待の根絶のために－法律に求められるもの

第七章・・・性的虐待のない社会をめざして－私たちが出来ること、やるべきこと

おわりに

引用文献、資料、参考文献

支援機関リスト

## 内容要約

過去を引きずって生きることとフラッシュバック

お風呂で衛生的理由から父親が息子の性器を洗おうとした。すると目の前に突然、ある光景が鮮明に広がり、パニックになった。あるいは、アダルトチルドレンと自覚する人物がセラピーに通い始めて1年ほどたったある日、幼いころの性的虐待の記憶が断片的に蘇った。これらは「フラッシュバック」と呼ばれるもので、幼いころの忌まわしい記憶がある出来事をきっかけにして蘇った例である。過去の性的虐待から自分を守るための防衛反応として記憶に蓋をしておくのである。この反応は傷付く自分を守るためには正常なことである。

フラッシュバックによって忌まわしい記憶を思い出す人ばかりではなく、その記憶を引きずって生きてきた人たちもいる。そういう人たちは、自分を責め続けて生きている。自分に責任がないにもかかわらず、ある。その人は言う。「私にとっては、『怒る』よりも『あきらめる』ほうが簡単だから・・・」。

## トラウマという言葉

近年、一般的に用いられるようになった言葉にトラウマという言葉があり、心的外傷と訳される。耐え難いほどのショックに遭遇したときに、自分の心を守るために記憶や感情を封印し、心に負った傷を隠蔽しようとする無意識の作業である。このような状態を「瞬間冷凍された体験」という人もいる。しかし、普段は封印されたものとして心の奥底にしまいこまれている体験が、思いもかけない偶然の出来事によって解凍され、まざまざと蘇る。フラッシュバックはそのひとつの形なのである。

## 性的虐待とは？

性的虐待とは、どういう行為をいうのだろうか。児童虐待防止法では、「児童にわいせつな行為をすること、または児童をしてわいせつな行為をさせること」（第二条）と定義づけられている。しかし、これではあいまいすぎる。また厚生省（現厚生労働省）は、性的虐待の定義を「性交、性的暴行、性的行為の強要」とし、具体例として「子供への性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆」「性器や性交を見せる」「ポルノグラフィの被写体などに子どもを強要する」と説明している。さらに、心理療法や児童福祉に携わる専門家の意見を総合するとその内容はより具体性を帯び多岐にわたる。

では、この性的虐待は最近の問題なのだろうか。答えは否である。最近になって急増したわけではなく、昔からたくさんあったのに社会が沈黙を強いてきただけなのである。社会がその存在を認めたことで、被害経験者が沈黙を破れるようになった。しかし、児童相談所や警察に届けられる被害は氷山の一角に過ぎない。性的虐待は、被害を受けた子ども自身が沈黙を守ることによって社会から隠蔽される。あるいはまわりの大人が表沙汰にしないことによって社会から抹殺されるのである。

## 被害経験者の癒しは？

性的虐待の被害経験者は心の傷をどのように癒すのだろうか。それは被害経験者が自らの体験を「語る」ことによって、過去の自分に決別することである。

語ることは被害経験者にとってはあまりにも困難な作業である。思い出したくもない記憶をこじあげ、言葉にして搾り出す。それも認めたくない過去の記憶である。語る作業には大きな苦痛、怒り、悲しみ、絶望、恐怖、羞恥心、屈辱感が伴う。しかし、その作業を経ることで被害経験者は自己変革を経験できると言われている。いままで混乱し遠ざけてきた過去と静かに向き合い、それを整理していくことができるのである。とはいえ被害経験者が安心して語れる場がないのが現状である。そんな中で近年、自助グループという活動が注目されてきている。

自助グループは、アメリカでアルコール依存症の人々の集まりから始まり、ベトナム戦争の帰還兵が心の傷を癒す場となった。それが日本でも広がり、薬物依存、摂食障害、ギャンブルなどの嗜癖問題など悩みを同じくするグループが誕生し活動している。このグループの活動には治療行為はない。ただ心を同じくする仲間が集まり、「わかち合い」（シェアリング）をするのである。仲間に受け入れられ、共感してもらう。そういう場を自助グループは提供してくれるのである。泣き、怒り、ときには笑う。自分の気持ちを素直に吐き出すこと、これが被害経験を癒すのである。

また、もし自分の話を聞いてくれるサポーターと呼べる存在が周りに存在すればサバイバーは安心できるだろう。このサポーターには専門的なスキルは必要ない。必要なのはサバイバーの話を信じ、彼女ら・彼らのさまざまな感情を受けとめ、共に歩んでゆくという気持ちである。著者は、サポーターに3つのことを期待している。①「話してくれてよかった」②「あなたのことばを信じる」③「あなたが悪いのではない、悪いのは100%加害者である」というものである。話してくれたことに感謝し、尊重する、そして悪いのは加害者であることを伝えることでサバイバーは安心できるのである。

#### 法律に求められるもの

2000年に児童虐待防止法が成立した。同法の成立により今までの行政の姿勢を鑑みれば隔世の感がある。従来法にはなかった視点が多く盛り込まれており、虐待の定義を明確にしたことは評価できる。しかし、児童虐待の現場からは疑問符が投げられている現実がある。親や児童福祉施設長に「懲戒権」を認めてしまっている。懲戒権を認めてしまうと「これはしつけど」といういいわけを認めてしまうのである。また「保護者の範囲」が不明確であるとの意見がある。他にも、あるべきはずの罰則規定がないことや刑法上の問題が不明確と指摘する向きもある。このように、法を整備したから児童虐待がなくなるというものではない。法の不備を補いつつ、地道に啓発活動を続けていくことが結局のところ大事なのである。

(文責 小鷺 之博)

著書	性虐待を生きる力に変えて③ 10代の少女のためのガイド
編者	グループ・ウィズネス
	大原美知子 精神保健福祉士 臨床心理士 創造学園大学教員
	熊谷 珠美 マリッジ・ファミリー・セラピスト認定インターン カリフォルニア州認定DVカウンセラー レイプ被害カウンセラー
	杉野 光代 社会福祉士 児童福祉施設職員
	高瀬 和子 婦人相談員 雷門メンタルクリニック(心理カウンセラー) 女性自助グループメンバー
	堀内 慶子 みさと協立病院精神科医 援助者自助グループメンバー
	森 秋子 東京都婦人相談員
	〈協力者〉鈴木隆文 弁護士
発行所	明石書店
発行年	2004年

## 目次

この本を手にしたあなたへ

謝辞

はじめに

### 第1章 子どものころ性虐待を受けた少女へのガイド

1. 性虐待ってどういうこと？／\* “力” ってなに？
2. 誰が性虐待を受けるの？
3. どんな人が性虐待をするの？
4. 性虐待を受けたとき、どんな気持ちになるの？
5. 成長するにつれて出てくる気持ちは？
6. セクシュアリティへの影響は？
7. なぜ性虐待を受けたことを話す必要があるの？
8. 話したくないと思ってしまうのはどうして？
9. 誰に話したらいいの？
10. 話したらどうなるの？
11. カウンセリングとは？
12. カウンセリングを受けた方がいいの？
13. カウンセラーとあわないと思ったら

14. 回復に役立つサポートグループ、自助グループってなに？

\*参考◆カナダのサポートグループの例

15. 私は性虐待の影響から回復することができるの？

16. 性虐待を受けた10代の少女の身近にいる人へ

## 第2章 最近、性被害を受けた少女へのガイド

1. 見知らぬ人からのレイプ（強姦）／\*加害者を罰するには？

2. デートレイプ－彼からのセックスの強要

\*参考◆あなたと彼との関係は？－チェックリスト

3. セクシュアルハラスメント

4. 買春・援助交際／\*性感染症とは？／\*妊娠したら

5. 性被害を受けた少女の身近にいて、少女から性被害を受けたと知らされた人へ

参考◆あなたの権利とあなたを守る法律

引用・参考文献、ホームページ

資料／相談機関窓口／関連法律

## 内容要約

『性虐待を生きる力にかえて』という題名は、シリーズのタイトルで、

第1巻「親と教師のためのガイド－子どもの性的行動・きょうだい間の性虐待」

第2巻「小さな女の子・男の子のためのガイド」

第3巻「10代の少女のためのガイド」

第4巻「女性のためのガイド」

第5巻「子どものころに性虐待を受けた人のパートナーのためのガイド」

第6巻「男性のためのガイド」

の全6巻からなっている。

その中から、現在の仕事で関わることが多い「10代の少女」に向けて書かれた第3巻を読んでみた。

第1章は、小学生の頃までに性虐待を受けたことのある、10代の少女が対象である。性虐待とは何か。その影響について、受けたとき、そして成長するにつれてどのような症状が出てくる可能性があるのかが書かれている。「信じられない」とか「たいしたことはない」といったように否認や矮小化をしたり、自分が悪かったのではないかと自己否定をしたりする気持ちが出てくることもある。また、親しい人との皮膚接触に嫌悪感をもってしまったり、逆に誰とでも簡単に性的な交渉をもってしまったり、セクシュアリティへの影響があったりすることなどが、再構成された話をもとにわかりやすく書かれている。さらに、カウンセリングとは何か、なぜ体験を話す必要があるのか、そして、回復することができるのか、などが述べられている。



第2章は、最近性被害を受けた少女を対象に書かれている。

レイプの被害にあった少女は“力”への恐怖と自分の気持ちが無視されたことによる心の傷と同時に、誤った思いこみから原因は自分にあると自分を責めてしまい、二重に苦しむことが多い。そのため、レイプは「人権侵害」「犯罪」であって、「悪いのは加害者である」というメッセージが少女たちへ伝わるよう繰り返し述べている。

そして、自分の心と体を守るという立場から、性感染症や妊娠について、加害者を訴えたいときの方法、援助交際リスクなどが、わかりやすく簡潔に書かれている。

以上のように、性虐待とその影響を理解するための本質的な内容が、事例をまじえながらコンパクトに書かれており、少女たちにもわかりやすいものとなっている。

さらに、被害にあった人々への共感と、持っている力（内的資源）への信頼がこの本全体に流れている。ゆえに、10代の少女が読むのももちろんだが、10代の少女に関わる大人、親や教師などが読んでも、大変参考になると思われる。文体が、少女に語りかけるようにやさしく、その語り口そのものが共感的な関わりとなっているので、自分が被害を受けた少女から相談を受けたとしたら、このように話を聞き相談にのればいいのだろう、というようなことも感じながら読むことができた。

また、病院や警察へ行くと、どんなことが行われたり尋ねられたりするのかわかり、相談をしたくなったときどこで相談にのってくれるか、相談窓口なども書かれている。精神的なフォローだけでなく、現実的な対応についても、相談を受けたらこのように対応すればよいのか、大まかなところが理解することができた。

本書の「はじめに」の部分には、まず「この本を開いてくれてありがとう！」の一文が書かれている。しかし、できることなら少女が一人で不安な気持ちを抱えながらこの本を開き、悩んでいるようなことがないことを願う。信頼できる人に出会い、その人との関わりのなかで回復のきっかけをつかんでいってほしいと思う。

(文責 金高 美津子)

著 書 子どもの性虐待—スクールカウンセラーと教師のための手引き—  
著 者 石川 瞭子  
発行所 誠信書房  
発行年 2005年

## 目 次

### 第1章 性虐待の実態

- 第1節 性虐待の定義
- 第2節 性虐待の実態
- 第3節 文献研究
- 第4節 おわりに

### 第2章 「父から女子への性虐待」

はじめに

- 第1節 父親から女子への性虐待に関する日本の実態と研究の概要
- 第2節 三十六自験例の分析
- 第3節 父親から女子への性虐待の類型
- 第4節 父親から女子への性の虐待の実態—十事例
- 第5節 考察

### 第3章 兄から女子への性虐待

はじめに

- 第1節 「兄から女子への性虐待」の実態
- 第2節 事例
- 第3節 「兄から女子への性虐待」の類型
- 第4節 考察
- 第5節 まとめ

### 第4章 他者から女子への性虐待

- 第1節 「他者による女子への性虐待」の実態と研究の概要
- 第2節 五事例
- 第3節 五事例の考察
- 第4節 「他者から女子への性虐待」の類型
- 第5節 考察

## 第5章 女子への買春

はじめに

第1節 「女子への買春」の実態と研究の概要

第2節 事例

第3節 女子への買春－類型

第4節 考察

## 第6章 性虐待の発見と防止

第1節 性虐待の発見

第2節 事前と事後の女子の変化

第3節 性虐待の防止活動

第4節 全体のまとめ

引用・参考文献

おわりに

### 内容要約1

この本は、川崎医療福祉大学助教授・臨床心理士である石川瞭子氏によって書かれている。本書は敬体で書かれてはいるが、筆者の職歴からか、本書が論文のような構成になっており、説得力がある。

第1章は、性的虐待の定義や分類、件数等が書かれている。一番の問題は、性的虐待の実態把握が困難なことである。省庁の壁や研究者による定義の違い、被害届を出さなければ事件とならないことなど、全体像が、把握できない状況にある。実態の把握がなされなければ、対策が立てづらくなるのは当然のことである。

第2章は、「父から女子への性虐待」について書かれている。筆者の相談活動の中から得た十の事例を三つの類、それを六つの群に分けて分析している。父から女子への性的虐待には、家族の病理と社会の病理が潜んでいること、女子の不登校につながることが多いことが記されている。

第3章は、「兄から女子への性虐待」について書かれている。この分野の研究が少ないことが明らかにされ、表に出にくい現状が書かれている。そのような現状の中でも、筆者の相談活動から五つの事例を挙げ、三類五群に分類して考察を加えている。「兄から女子への性虐待」で考えなければならぬポイントとして、住環境と生活習慣の見直しをあげている。それは、この二点が、原因の多くを占めているからである。

第4章は、「他者から女子への性虐待」について書かれている。筆者のいう他者とは、父・きょうだい・同居の祖父以外のすべてを指し、仲間・変質者・施設職員によるレイプ等が、研究の範疇に入ることになる。ここでも、五つの事例を三類五群に分け、考察している。これらの被害にあった女子は、事件が突然起こり、暴力も加わることから、大きな衝撃を受け、予後に大きな影を落とすことになると書かれている。

第5章は、「女子への買春」について書かれている。これらの出会い系サイトの問題は新しく、研究が追いついていない状況にある。筆者の持つ事例を四類に分けて考察している。これらの犯罪に走ってしまう女子には、家族の病理が見て取れた。

第6章に「性虐待の発見と防止」が書かれ、終わりとなる。学校現場にいる教職員にとっては、この発見のためのチェックリストと防止のためのポイントは役に立つ。本書のカバーに「スクールカウンセラーと教師のための手引き」とあるが、その名に恥じない内容になっていると思う。

(文責 中島 知基)

## 内容要約2

現在の日本の教育現場は法的にも社会的にも、子どもの虐待にきちんと向き合う必要がある。教員は子どもの虐待の実態や虐待の及ぼす影響について十分認識しなければならない。特に、性的虐待は発見が難しく、甚大な人権侵害でありながらタブー視されるため、社会的な対応が遅れがちである。さらに、性的虐待の問題を非行問題、ないし個人の性の問題と認識し、人権上の問題ととらえない教員がいることもさらなる困難である。

ジョーンズによれば、「父から女子への性虐待」は3つのグループに分けられる。1つは外面的には全く正常に見える家族で、性的虐待が暴力的な手段で行われることはほとんどなく、父親は自分の親としての権威によって子どもを従順ならしめ、性的な関わりを持つとするタイプである。2つめは、多問題家族で、身体的虐待を生じる家族に見られるような家庭内暴力が特徴である。3つめは、単一状況型家族で、例えば親が飲酒・薬物を使用しているときにのみ虐待が生じる。父親からの性的虐待を受けた多くの女子は断続的な不登校から引きこもりの状態に至る。女子の集団不適応が顕著に発現する時期は、家庭内の性的虐待の発現の危機が高まる時期と重なることを筆者は経験から知っている。学校教育の現場は女子の2つの側面、不登校と性的虐待の問題に直接かかわることのできる貴重な現場である。

「兄から女子への性虐待」の発生の家族には、両親関係の気まずさと経済的なゆとりのなさ、兄から女子への「てなずけ」など家族関係的な側面が示唆される。さらに重大な要素として加わることは、生活習慣である。例えば、同室で寝る習慣と同時に入浴する習慣である。思春期に入った兄妹をもつ家庭は、入浴や就寝の生活習慣の見直しを適宜行う必要がある。

「他者から女子への性虐待」は、性暴力、強姦、性犯罪、強制わいせつ、性的暴力と呼ばれ、他の性的虐待に比べて研究の量や深化という点で進んでる。しかし、「人権問題」ととらえた研究はまだ日が浅い。性的虐待の発生した状況や条件で適用する法律が異なるという現法を見直し、子どもの保護を最優先した新法を検討する必要がある。まずなによりも、性的虐待を受けた者が泣きねいりをせずにすむように、被害者の人格・生活・プライバシーへ配慮する社会とシステムを作る必要がある。

「女子への買春」は他の性的虐待の問題とは異なる大きな特徴がある。それは古くて新しい問題（売娼・からゆきさんから援助交際までの長い歴史）がある点と、新しい特徴となる要素（テレクラ・ネッ

ト買春)がある点と、国際的な動き(児童の商業的性的搾取に関する世界会議など)の要素が複雑に交差する問題であるという点である。また「女子への買春」の被害者は家族との関係において、互いに傷つけあう独自のシステムを構築している。潜在的予備軍の多さ、被害の度合いが深刻であり、社会問題における位置づけが被害者の支援を中心にしていない現状を考え合わせると、性的虐待の中でも最も緊急で重大な問題であるといえる。

(文責 長野 季子)

著書	9人の児童性虐待者 NOT MONSTERS
著者	パメラ・D・シュルツ
訳者	颯田 あきら
発行所	牧野出版
発行年	2006年

## 目次

序章	経験者－サバイバー－ 私も児童性虐待の被害者だった
第1章	影響 虐待者のほとんどは「怪物」ではない
第2章	「真実」 恥辱の烙印
第3章	9人の物語
	トニー－俳優
	レッド－殉教者
	ビリー－恐るべき子ども
	ダレル－ミサの侍者
	エイヴ－よき家庭人
	グレッグ－被害者
	ベン－敗残兵
	マシュー－迷い子
	リック－利用者
第4章	理解 「彼らは執拗に犯行をくり返す」？
	あとがき
	[付録] 児童性虐待者へのインタビューシート
	参考文献

## 内容要約

本書の著者は、自らが児童性虐待の被害者であり、何年にもわたり、近所の男性から性的虐待を受けていた。しかし、被害者である著者は、加害者には救済の望みがあるとし、加害者と2人きりの状態で対峙しインタビューを重ねていく。

インタビューを通して著者は、「私に話している男性は怪物ではない。たとえ、犯した罪がどれほどおぞましいものであっても、けっして怪物ではないのだ。」「加害者たちの話をしっかり聞ければ、子どもたちを被害から守るためにどんなステップを踏んでいかなければならないのかが明らかにな

る。」と考えた。

本書は具体的な人名や地名は変更しているが、語り手たちが表現した通りに記載されている。そして、その記録を、トニー－俳優、レッド－殉教者、ビリー－恐るべき子ども、ダレル－ミサの侍者、エイヴ－よき家庭人、グレッグ－被害者、ベン－敗残兵、マシュー－迷い子、リック－利用者といった「9人の物語」と著している。

第4章「理解」では、「9人の物語」のセルフ・ナラティブを個人的側面、状況的側面、組織的側面、文化/歴史的側面といった幅広い視点から検討し、類似点と、それぞれがどこで分岐するのかを分析し、加害者の動機について「理解」を深めている。そして、その物語から見出されたことは、加害者の大半は退行型である可能性が高いこと。児童性虐待犯の中で「ペドセクシュアル」－子どもだけに性的欲望を抱いていたと述べる、悔恨の念が見られない小児性愛者－と呼べるのはたった一人しかいなかったということだった。

最後に著者は、「たぶん私はここで、私自身の虐待被害者としての経験のまとめを簡潔に述べておくべきだろう。性虐待とともに生き、性犯罪者の物語を研究して過ごした年月の中で、なにかを学んだとすれば、それは以下のことである。被害者だからといって、唯一無二の真実がわかるわけではない。私が巻き込まれた犯罪はサイクルの一部であり、そのサイクルを生み出したのは、私の虐待者の理解を超えた社会的プレッシャーだった。」とし、「もし本気でこの犯罪と闘いたいのなら、真実は相対的なものであり、私たちの人生を支配する、性と力の社会的構成の中でもっとも重要なのは認識だという前提を受け入れなければならない。被害者側からの話を聞くだけでは、勝利はまだ半分しか得られない。加害者側からの話に進んで耳を傾けてこそ、完全な勝利への道が開かれるのだ。」と締めくくっている。

具体的にどのような内容のインタビューを行ったかについては、巻末に〔付録〕として、『児童虐待者へのインタビューシート』が掲載されている。しかし、9人という加害者の数は少なく、まだまだ解明されていないことが潜んでいるように思われる。まさに、これからが性的虐待への戦いの始まりといえるだろう。

(文責 大森 千恵子)

著書 子どもへの性的虐待  
著者 森田 ゆり  
発行所 岩波書店（岩波新書）  
発行年 2008年

## 目次

はじめに

### 第1章 性的虐待の基礎知識

定義は何か／どのくらい起きているのか／加害者はどんな人物か／性的虐待の兆候／被害を受けた子どもの心理／子どもに与える長期的影響／サバイバーという言葉の意味／自然な性行動か、性化行動か／心の応急手当／聴くことのパワー

### 第2章 性的虐待の要因

沈黙の共謀／加害の四つの前提条件／性差別社会

### 第3章 「小児性愛」という欺瞞

「性愛」ではなく「暴力」／「ペドファイル」という病理／加害者はどのようにこどもをだますのか／ミーガン法の弊害／若者への予防教育／

### 第4章 子どもによる性的加害

日本で起きた事件／子どもによる性的加害の事実／施設内の性暴力／効果的な対応／今に始まったことではない／事件の特異性

### 第5章 男子への性的虐待

少年たちへ／男子への性的虐待の発生件数／特に考慮すること

《明けない夜はない》玄野武人

はじめに／記憶を思い出した頃／涙は心を洗う／ホームページを開設する／自助グループをはじめ／自助グループを通じての快復／おわりに

### 第6章 性的虐待対応の六つの困難性

特別な困難性／ある里親の闘い／司法面接

### 第7章 子どもの話を聴く

虐待のサインに気づいたら／開示は一連のプロセス／被虐待児との対話の技法／してはいけないこと

### 第8章 制度改革への提言

疲弊する現場／性的虐待対応センターの設置／被害を受けた10代の子どものための施設／子どもへの防止教育の実施／法律改正に向けて

### 第9章 発見と隠蔽の歴史は繰り返される - 「女性の人権」から「蘇った記憶論争」まで

「子どもの人権」と「女性の人権」／エレン・ケイの「児童の世紀」／ヴァージニア・ウルフの苦悩／アンナO／社会福祉事業家ベルタ・パッペンハイム／お話しの治癒力／ナチスへの抵抗／無言の約束／性的虐待の隠蔽から発見へ／フェミニズムの貢献／蘇った記憶への攻撃／記憶論争の背景



## 第10章 虐待を越える力—あるサバイバーの闘い

蘇る記憶に翻弄される／「過誤記憶（フォールスメモリー）」と宣告されて／絶望の淵から立ち上がる／恐怖からの解放／いのちよ、ありがとう／回復へ向かうらせん状の力

### 内容要約

近年、日本でも子どもへの性的虐待の調査が進み、性的虐待が相当数起きていることがわかってきた。性的虐待は子どもに長期にわたる深刻な心理的・身体的ダメージをあたえる。にもかかわらず、現場では子どもが被害を訴えても適切な介入につながらないことが多い。それは、性的虐待の持つ特別な困難性による。事実認知と介入を困難にしているこの特殊性を本書では、六つの要因に整理している。

- ① 対応する側の性に対する忌避や恐れ
- ② 目に見える物証（裂傷などの身体的被害）がないことが多い
- ③ 何が起きたかは加害者と被害者しか知らない場合が多い
- ④ 被害児童は周りの大人の反応を敏感に感じ取って、証言内容を撤回したり、変えたりする（「性的虐待順応症候群」とよばれている）
- ⑤ 対応する側の態勢（法律、制度、知識、スキル、サービス）の圧倒的な不備
- ⑥ 性暴力への社会偏見と誤解

1章から5章では「性的虐待の基礎知識」や「要因」「偏見や誤解」について、筆者の関わった事例や統計的資料、研究成果をもとに述べられている。統計的資料や研究成果は日本ではなく海外のもの（米国が多い）が多く引用されているが、それは本書の不備ということではなく、まだまだ日本において性的虐待の実態把握や対応が十分でないことを物語っているように思われる。

6章では、前述した性的虐待の特殊性の六つの要因について、事例を通して詳しく述べている。そして、さらにそれらを乗り越えようとするカリフォルニア州の司法面接の仕組みとそれを支援するNPOの取り組みを紹介している。

7章では「子どもの話を聴く」として、話を聴くことの意味と大切さ、そしてその技法を10のステップに分けて、詳しく説明している。細かく具体的に述べられているので、子どもとかかわる大人にとって実践的で有用な章であると言えよう。

8章には「制度改革への提言」が盛り込まれており、日本の対応の遅れとこれからの目指す方向性が示されている。

9章では隠されてきた「歴史」、10章では性的虐待を乗り越えた「あるサバイバーの事例」が述べられており、性的虐待に苦しむ人とそれらの人々を支援する人へのエールとなっている。

本書により、性的虐待についての実態を理解し、抱かれがちな誤解を解き、なぜ適切な介入が困難なのかなど、性的虐待についての理解を深めるとともに、著者の被害者本位のやさしいまなざし、命に対する尊厳と信頼をも感じることができるであろう。

（文責 金高 美津子）

平成20年度研究報告書

**児童虐待の援助法に関する文献研究（第5報）**

戦後日本社会の「子どもの危機的状況」という視点からの  
心理社会的分析

平成22年 1月31日発行

発行 社会福祉法人 横浜博萌会  
子どもの虹情報研修センター  
（日本虐待・思春期問題情報研修センター）  
編集 子どもの虹情報研修センター  
〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町983番地  
TEL. 045-871-8011 FAX. 045-871-8091  
mail : info@crc-japan.net  
URL : <http://www.crc-japan.net>

編集 研究代表者 保坂 亨  
共同研究者 増沢 高  
大塚 斉  
長尾真理子  
中道 圭人  
中道 直子  
中澤 潤  
大川 浩明  
土岐 玲奈

印刷 (株)ガリバー TEL. 045-510-1341(代)